

むつ市議会第233回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成29年9月6日（水曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案一括上程、提案理由説明】

第1 議案第71号 工事請負契約について

（市立関根中学校建設工事（建築工事）に係る工事請負契約を締結するためのもの）

第2 報告第25号 専決処分した事項の報告について

（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

【一般質問】

第3 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）8番 石田 勝 弘 議員

（2）24番 濱 田 栄 子 議員

（3）4番 工 藤 祥 子 議員

（4）15番 大 瀧 次 男 議員

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（26人）

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 原 田 敏 匡 | 2番 | 山 本 留 義 |
| 3番 | 佐々木 隆 徳 | 4番 | 工 藤 祥 子 |
| 5番 | 横 垣 成 年 | 6番 | 目 時 睦 男 |
| 7番 | 川 下 八 十 美 | 8番 | 石 田 勝 弘 |
| 9番 | 菊 池 広 志 | 10番 | 東 健 而 |
| 11番 | 菊 池 光 弘 | 12番 | 岡 崎 健 吾 |
| 13番 | 鎌 田 ちよ子 | 14番 | 佐 賀 英 生 |
| 15番 | 大 瀧 次 男 | 16番 | 半 田 義 秋 |
| 17番 | 富 岡 修 | 18番 | 斉 藤 孝 昭 |
| 19番 | 富 岡 幸 夫 | 20番 | 村 中 徹 也 |
| 21番 | 白 井 二 郎 | 22番 | 中 村 正 志 |
| 23番 | 野 呂 泰 喜 | 24番 | 濱 田 栄 子 |
| 25番 | 佐々木 肇 | 26番 | 浅 利 竹 二 郎 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | |
|---------------|-----------|---------------------|---------|
| 市 長 | 宮 下 宗 一 郎 | 副 市 長 | 鎌 田 光 治 |
| 教 育 長 | 遠 島 進 | 公 管 企 業 者 | 花 山 俊 春 |
| 政 統 括 策 監 長 | 川 西 伸 二 | 代 監 査 委 員 | 齊 藤 秀 人 |
| 選 挙 管 理 委 員 長 | 畑 中 政 勝 | 農 委 員 会 長 | 立 花 順 一 |
| 企 画 部 長 | 村 田 尚 | 財 務 部 長 | 氏 家 剛 |
| 財 務 部 務 監 | 赤 坂 吉 千 代 | 民 生 部 長 | 中 里 敬 |
| 保 健 福 祉 部 社 長 | 瀬 川 英 之 | 保 福 健 祉 推 進 委 員 会 長 | 徳 田 暁 子 |
| 経 済 部 長 | 三 上 達 規 | 建 設 部 長 | 光 野 義 厚 |
| 川 内 庁 舎 長 | 二 本 柳 茂 | 大 所 畑 庁 舎 長 | 坂 井 隆 |

| | | | |
|----------|-----------|-------------|-----------|
| 財務課 部長 | 中 村 智 郎 | 民生部 部長 | 高 杉 俊 郎 |
| 民市久課 | 伊 藤 大 治 郎 | 生保課 部長 | 石 田 隆 司 |
| 経農振 | 酒 井 一 雄 | 経済振 少一 | 櫛 引 道 彦 |
| 建用地課 部長 | 杉 山 郷 史 | 経産課 勤青木館 | 山 村 英 樹 |
| 教委事学教總括主 | 中 居 春 雄 | 経農振 鳥対 | 木 村 龍 次 郎 |
| 教委事川公民館 | 石 澤 修 | 大管 畑理 庁課 舎長 | 野 坂 武 史 |
| 総総主 | 栗 橋 恒 平 | 教委事中公 民館 | 対 馬 亮 子 |
| 建用主 | 小 野 太 輔 | 公企総 業務課 営局長 | 立 花 永 咲 |
| 教委事總主 | 柏 谷 圭 則 | 財務課 部課幹 | 中 村 善 光 |
| 総総主 | 佐 藤 貴 昭 | 財稅主 大管主 | |
| | | 畑理 務務 部課事 | |

事務局職員出席者

| | | | |
|-------|-----------|-----|---------|
| 事務局 長 | 東 雄 二 | 次 長 | 伊 藤 泰 成 |
| 總括主幹 | 奥 本 聡 志 | 主 幹 | 葛 西 信 弘 |
| 主任主査 | 堂 崎 亜 希 子 | 主 事 | 山 本 翼 |

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（浅利竹二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（浅利竹二郎） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

8月31日市長から、今定例会に議案1件及び報告1件を追加提案したい旨の申し入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（浅利竹二郎） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第2 議案一括上程、提案理由説明

○議長（浅利竹二郎） 日程第1 議案第71号 工事請負契約について及び日程第2 報告第25号 専決処分した事項の報告についての2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。ただいま追加上程されました議案及び報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

初めに、議案第71号 工事請負契約についてありますが、本案は、市立関根中学校建設工事に係る建築工事について、工事請負契約を締結するためのものであります。

次に、報告第25号についてありますが、これは、本年7月14日に上北郡野辺地町において発生した自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任をいただいているところにより、専決処分したものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案及び報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅利竹二郎） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第71号及び報告第25号については、9月11日に質疑及び委員会付託を行いますので、ご了承願います。

◎日程第3 一般質問

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第3 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより石田勝弘議員、濱田栄子議員、工藤祥子議員、大瀧次男議員、鎌田ちよ子議員、斉藤孝昭議員、東健而議員、村中徹也議員、横垣成年議員、佐々木隆徳議員、佐賀英生議員、菊池光弘議員、原田敏匡議員、野呂泰喜議員の順となっております。

本日は、石田勝弘議員、濱田栄子議員、工藤祥子議員、大瀧次男議員の一般質問を行います。

◎石田勝弘議員

○議長（浅利竹二郎） まず、石田勝弘議員の登壇を求めます。8番石田勝弘議員。

（8番 石田勝弘議員登壇）

○8番（石田勝弘） おはようございます。市誠クラブの石田勝弘であります。むつ市議会第233回定例会に当たり一般質問を行います。

質問は、天然記念物の北限のニホンザルやツキノワグマなどによる鳥獣被害対策について、教育行政について及び有事の際の危機管理についての3項目12点であります。

まず、鳥獣被害対策についてお尋ねいたします。先日の報道によると、北限のニホンザル50匹がむつ市の市街地近くに出没し、収穫期のトウモロコシなどの農作物の食害が報告されています。市内宮後地区では、体長60センチの雄猿1匹が、わなにかかっていたということでもあります。

県の統計によると、下北半島のニホンザルの個体数は、2005年度の1,382匹が、この10年間で約1,000匹ふえ、2015年度は2,383匹でした。年間約200匹の捕獲許可数に対し、毎年の捕獲実績は年間約50匹程度です。ですので、このまま推移すれば、毎年100匹前後のサルがふえるおそれがあります。

一方、クマによる食害は、8月26日に市内の鶏小屋が襲われ5羽が被害を受けるなど、80件以上の目撃情報があり、63件以上の農作物の被害も発生しております。人的被害も県内で5件発生しており、青森県では8月21日にクマ出没注意報を出して注意を呼びかけております。

そこで、次の5点についてお伺いいたします。

1、ニホンザルが市街地近くに出没し、食害被害も多いが、その主な原因は何か。

2、クマの出没が多い理由は、山の実の豊作によるものか。

3、サル、クマ、カモシカなどによる食害の被害額はどれほどか。

4、クマやサルの捕獲について。

5、野生動物、クマなどが嫌うにおいを用いた忌避剤の効果について。

次は、教育行政についてであります。全国の小学6年生と中学3年生を対象として、この4月に実施された全国学力テストの結果が最近文部科学省から公表されました。青森県の平均正答率は、小学、中学ともに国語A、B、算数数学のA、Bの4科目で全国平均を上回るという上々の結果となりました。これも日ごろから各学校の教職員の熱心な指導のおかげであり、児童・生徒の頑張りの成果だろうと思います。

一方、教員の過重業務が問題となっております。文部科学省では、昨年10月に、10年ぶりに全国の公立小・中学校から約800校、2万人を抽出した教員の勤務状況について調査し、その結果が発表されました。それによると、教員の勤務時間は10年前に比べ、1日約30分から40分ふえ、11時間以上働いており、長時間勤務の悪化ぶりが明らかになっています。小学校の約3割、中学校の約6割の教員が過労死ラインを超えています。

教員の業務は、授業のほかにも児童・生徒の提出物の確認と添削、資料の整理、翌日のプリント作成、教材の研究、保護者向けの配布物の作成、掃除の指導、教室の片づけから外部との対応などの校務等々盛りだくさんであります。

勤務時間が長くなった要因としては、脱ゆとり教育を目指した2008年の学習指導要領の改訂で、授業時間と授業準備時間の増加や、部活動、クラブ活動にかかる時間の増加が第一因ということですが、最近はグループ活動や討論を取り入れた学習方法の導入も求められ、より入念な準備も必要になってきたところでございます。

教育関係の専門家は、教員に余裕がなければ肝心の子供の教育も充実しないと、文部科学省が教員の働き方改革を本気で取り組むのなら、業

務改善を超え職員の数をやす、仕事の範囲を見直す、残業時間の上限規制を設けるなどの政策を多角的に検討する必要があると指摘しております。

以上のことから、1、全国学力テストでのむつ市内の児童・生徒の成績について、2、教員の過重業務についてのむつ市の現状はどうか、3、過重業務に対する抜本対策についての見解はどうか、4、部活の外部指導者の活用について、5、小中一貫教育非常勤講師とスクールサポーターについての5点についてお伺いいたします。

最後は、有事の際の危機管理についてであります。先日、8月29日午前5時58分に北朝鮮から発射された弾道ミサイルは、北海道襟裳岬上空を通過し、2,700キロメートル飛行し、襟裳岬の東約1,180キロの太平洋上に落下しました。その際、青森県、岩手県、北海道など12道県では、発射から4分後の6時2分にJアラート全国瞬時警報システムが鳴り、避難を呼びかけました。むつ市でも、市内に278カ所ある防災行政用無線で市民に緊急放送を行いました。

政府は、地下や頑丈な建物への避難を呼びかけておりますが、むつ市内ではそのような施設はほとんどありません。この日のテレビニュースでは、県民の多くが、「一体どこに逃げればいいのか」と戸惑っている姿が映し出されておりました。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。

1、現在ある防災行政用無線の数は、むつ市内全域をカバーするのに十分なのか。

2、ミサイル発射など、有事の際の避難場所についての見解についてお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わりますが、市長及び理事者におかれましては、明快かつ前向きなご答弁をお願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 石田議員のご質問にお答えいたします。

まず、鳥獣被害についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁といたします。

次に、危機管理についてのご質問にお答えいたします。まず、ご質問の1点目、防災行政用無線の数は市内全域をカバーするのに十分かについてですが、現在市内に設置している防災行政用無線のスピーカーの箇所は、むつ地区194カ所、川内地区36カ所、大畑地区33カ所、脇野沢地区15カ所、全地区合計で278カ所となっております。また、川内地区におきましては、合併前に全世帯へ戸別受信機を配布しており、現在まで引き続き使用しております。

これまでの防災行政用無線整備の取り組みにつきましては、平成26年度まで難聴区域への新設を行っておりましたが、合併以前から設置している機器の老朽化が進んでいることから、現在は故障箇所の改修工事を優先して実施しているところであります。

しかしながら、現在の防災行政用無線では、気象条件や遮音性の高い住宅環境等の影響により放送が聞き取りにくいといった意見もいただいているところであり、市内全域をカバーすることには限界があるものと感じております。

このことから、市といたしましては、防災かまふせメールやSNS、エフエムアジュールなどの防災行政用無線を補完する情報伝達手段を複合的に活用することにより、各種情報を市民の皆様にお知らせできるよう取り組んでいるところであります。

さらに、むつ市総合経営計画におきましても、情報通信基盤の整備として、市放送施設における周波数の一元化やデジタル化、戸別受信機の導入等について、本市に適した情報通信基盤のあり方を検討すると位置づけられております。

今後におきましても、情報伝達手段については、将来的な放送施設のあり方や、三方を海に囲まれた当市の特性、これまでの災害の状況等を踏まえ、最も効果的な情報伝達手段の整備について検討する必要があると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、有事の際の避難場所についてお答えいたします。弾道ミサイル発射の際の避難行動につきましては、国のJアラートによって国民保護サイレンが鳴り、避難についてのメッセージが放送されます。

国の避難方針としては、それぞれの状況に応じた行動として、1つ目として、屋外にいる場合は、できる限り頑丈な建物に避難する、2つ目として、屋外にいて周囲に建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る、そして3つ目として、屋内にいる場合は、窓から離れるか、窓のない部屋に移動するといった行動を落ちついてただちにとるよう指示されております。

北朝鮮からのミサイルが日本に飛来することを想定した場合は、数分という極めて短い時間で着弾することが予想されますことから、市民の皆様にはこれらの避難行動を自らの身の安全を守る行動としてとっていただくことが重要であります。そして、その後の状況によっては、避難場所として学校などの頑丈な建物へ避難していただくことも必要になるものと考えております。

いずれにいたしましても、市民の皆様には限られた時間の中で落ちついて行動し、国の方針に基づき、自身の身の安全を確保していただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 石田議員の教育行政についてのご質問の1点目、全国学力テストでの市内の

児童・生徒の成績についてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査は、昨年度同様に全国の児童・生徒の全員参加方式で4月に実施され、むつ市内22校の小学校6年生456人、中学校3年生532人が参加しました。

初めに、今年度のむつ市の平均正答率の結果については8月下旬に公表されましたが、小学校6年生では全国平均に比較して、主に知識を調べる国語Aで4.2ポイント、算数Aで2.4ポイント上回りました。しかし、主に活用する力を調べる国語Bで0.5ポイント、算数Bで1.9ポイント全国平均を下回りました。中学校3年生では、数学Bのみ全国平均から1.1ポイント下回りましたが、国語Aで0.6ポイント、国語Bで0.8ポイント、数学Aで2.4ポイント上回る成績でありました。

次に、今年度のむつ市の成績を昨年度と比較して見ますと、小学校6年生では算数Bがほぼ同じ平均正答率であり、その他においては0.6ポイントから1.9ポイント上回っております。また、中学校3年生においては、国語、数学のA、Bとも0.2ポイントから6.7ポイント昨年度を上回りました。

これらのことから、今年度のむつ市の成績は、昨年度と比較しておおむね向上したことがわかります。

また、児童・生徒への学習状況等に関する質問紙調査によりますと、小学校6年生、中学校3年生とも、昨年度から引き続き家庭学習の習慣が図られておりました。

むつ市総合経営計画では、学力向上における目標値として、全ての教科において全国平均値を3ポイント上回ると掲げ、これを実現することで、むつ市教育大綱の目標である全国トップクラスの学力を達成できることとなります。教育委員会といたしましては、さらなる学力向上に向けて、今後とも家庭とともに小・中学校が連携して取り組

む小中一貫教育を通して、教育活動の充実に努めてまいります。

次に、ご質問の2点目、教員の過重業務についてのむつ市の現状についてと、3点目、過重業務に対する抜本対策については、関連がございますので、一括してお答えいたします。

まず、教員の過重業務に対する当市の現状についてですが、昨年度の調査では、むつ市では調査対象校がございませんでしたが、平成26年度に県教育委員会が実施した教職員の勤務実態等に関する調査の結果によりますが、その回答結果を見ますと、「以前よりも仕事が忙しくなったと感じるか」との質問に対して、「とても感じる」、「割と感じる」と答えた教員が83.3%に上りました。教員の平均時間外勤務については、1日当たり2時間23分となっております、これは県平均とほぼ同程度の結果となっております。

また、「教職員が多忙感を感じる業務は何か」との質問には、「最も負担と感じる業務は部活動」となっており、部活動指導への負担感が大きいとの結果が出ております。

この調査を受けて、平成27年12月に県教育委員会が設置する多忙化解消検討委員会がまとめた教職員の多忙化解消に係る報告書が通知されました。この中で、教育委員会で取り組んでほしいこととして、教職員の意識の啓発及び多忙化解消の方策に取り組むことが求められました。この報告書に基づき、まずは教職員の働き方に対する意識の改革を図ることが必要であるとの認識から、昨年12月に教職員の時間外労働等の縮減に関する指針を策定し、この指針に基づき、各学校において時間外労働の縮減に取り組んでいただいているところです。

この指針では、教職員が時間外労働を行う場合の時間の目安を1日二、三時間程度、月45時間を超えない程度としております。また、毎週水曜日

を定時退校日とすることや、定時退校日及び週休日のいずれか1日をノ一部活デーとすること、そして管理職による退校の声がけの徹底や、完全退校時間の設定、所属教職員の時間外労働時間を把握することなどを明示しております。

これらを遵守することは容易なことではないとは承知しておりますが、まずは教職員の働き方に対する意識改革を図ることを最大の目的として、各学校でそれぞれの実情に応じた取り組みを教職員一丸となって取り組んでいただいているところです。

各学校からは、「定時退校日は少しずつ浸透してきている」、「完全退校時間を校内の服務規程に明記し声がけしている」、「部活動顧問を複数配置し、平日はローテーションで休めるようにしている」などの声も寄せられております。一方で、「声がけはしているが、なかなか早く帰るのは難しい」といった意見もあります。

次に、具体的な多忙化解消の方策についてであります。教育委員会では小中一貫教育非常勤講師及びスクールサポーターの配置により、教員の負担軽減を図っております。このほか全教職員に教務用パソコンを配布し、また職員室内のデータ共有のための共有LANディスクを設置するなど、事務の効率化に資する環境整備を図っております。

今政府は、働き方改革実現推進室を設置し、これからの働き方に対するさまざまなことを検討しております。また、中央教育審議会の特別部会が教員の長時間労働解消に向けた対策に係る緊急提言をまとめました。抜本的な多忙化解消策となりますと、市教育委員会のみでは難しいものがありますが、今後の国や県の動向を注視しながら、教職員の勤務実態の把握に努めるとともに、多忙化解消に取り組んでいきたいと考えております。

次に、ご質問の4点目、部活の外部指導者の活

用についてお答えします。市内小・中学校の運動部活動における外部指導者の活用状況についてですが、今年度市内小学校13校中7校で28名、中学校9校中3校で7名の外部指導者をそれぞれお願いしております。

指導していただいている種目は、小学校では野球、ミニバスケットボール、卓球、中学校ではバスケットボール、バレーボール、ソフトボール、剣道となっており、いずれも保護者や地域の皆様に指導をしていただいております。

外部指導者への謝金について、平成26年度までは県教育委員会が年間10回を上限として、1回当たり1,500円を支払う運動部活動外部指導者派遣事業がありました。現在この事業は廃止されておりますが、ボランティアで指導に携わっていただいております。地域に在住する専門的な技術指導力を持った外部指導者の活用は、子供たちの技術面や競技力の向上にとって大変効果的で、教員の多忙化や多忙感の緩和にもつながっております。

教育委員会といたしましては、部活動における専門的な指導の充実や教員の多忙化解消の一つの対策として、平成29年3月に通知された中学校、高等学校において部活動の指導、大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員制度について、来年3月にスポーツ庁から出される予定のガイドラインを参考に運用することとしております。また、この制度につきましては、むつ市教育大綱で示されているように、学校等と連携し、現在各校で運動部活動の技術指導をしていただいている外部指導者を含め、専門的指導者などを活用する形で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の5点目、小中一貫教育非常勤講師とスクールサポーターについてお答えします。まず、小中一貫教育非常勤講師についてですが、業務の内容は免許所持教科の教科担任として単独

で授業をする、少人数指導を担当する、副担当としてチームティーチングを行うなど、児童・生徒の学習指導が中心となっております。

中学校区ごとに9つのブロックに分けて小中一貫教育に取り組んでおりますが、昨年度はブロックごとに1名、全部で9名の小中一貫教育非常勤講師を配置しておりました。今年度は、ブロックに小学校が1校の場合は1名、田名部中学校ブロック、大畑中学校ブロックのように小学校が3校の場合は2名配置しておりますので、合計11名の配置となり、昨年度より2名増員となっております。

次に、スクールサポーターについてですが、主な業務内容は、読むことや書くこと、聞くことなどが苦手な児童・生徒に対する学習支援、作業を伴う学習における安全確保のための支援、集団行動や感情のコントロールが苦手な児童・生徒への支援、食事、排せつ、移動等の介助等多岐にわたっております。平成27年度までは、26名の配置でありましたが、平成28年度から4名増員となり、今年度は12の小・中学校に30名配置しております。

小中一貫教育非常勤講師やスクールサポーターを配置することによって、児童・生徒は落ちついた環境のもとで個に応じたよりきめ細かな学習指導や支援を受けられるようになっております。また、教員にとりましても、複数で指導することや教材研究の時間がふえることなどにより授業の充実が図られるとともに、負担軽減にもつながっており、学校にとって欠かせない存在となっております。

教育委員会といたしましては、今後も学校と連携をとりながら、教育活動の充実に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） 石田議員のご質問にお答

えいたします。

鳥獣被害についてのご質問の1点目、ニホンザルが市街地近くに出没し、食害被害も多い、その原因は何かについてお答えします。最も大きな要因は、下北地域に生息するニホンザルが増加の一途をたどっているためと考えております。

平成19年度から毎年行われている県のモニタリング調査では、下北地域のニホンザルは直近の調査の平成28年度において70群、2,600頭程度としております。下北の4市町村では、青森県第二種特定鳥獣管理計画に基づき捕獲等の対策を講じているところであり、平成19年度以降では下北全体で903頭のニホンザルを捕獲していますが、その間、ニホンザルの個体数は942頭、約60%増加していることを考えますと、捕獲頭数を上回るスピードでニホンザルが増加していることとなります。

サルは、群れの頭数が大きくなると小さな群れに分かれ、分かれた群れは、これまでの行動地域を離れて行動範囲を広げる習性があると考えられております。本年の8月には、住民から、これまで群れとしての目撃情報がなかったむつ市の宮後地区での群れの目撃情報が寄せられ、ただちに職員が現地に行ってきました。あらかじめ設置していたわなにより、1頭捕獲いたしましたが、トウモロコシやカボチャなどの農作物に被害が発生してしまいました。ただし、その場でモンキードッグによる追い上げを行ったほか、群れのサルに発信器を取りつけることに成功し、その後継続的に群れの動向を監視した結果、同地区での群れでの行動は目撃されておられません。

今後も今までサルが目撃されていなかった地域にサルが群れとして出現する可能性があることは否定できず、宮後地区のほかにも川内の安部城地区の北側において、職員がサルの群れを確認しております。これまでもサルが群れで出没している

地域では、人家への侵入や人間を威嚇するといった報告があり、農作物への被害だけでなく、人的な被害の拡大が懸念されます。

市といたしましては、サルの捕獲体制の強化はもとより、あらゆる対策を総動員して鳥獣被害対策に取り組むことがサルの被害を最小限に食い止めるためには何よりも重要であると考え、むつ市総合経営計画の主要計画「野生動物による農水産物被害の軽減」に基づき取り組むこととしております。

具体的には、捕獲に効果を上げている新たなわなの導入や効果的な捕獲手法を研究するなど、捕獲手法、体制のさらなる強化を図るとともに、サルの行動を特定することができるGPSと野猿監視人、モンキードッグの組み合わせにより山への追い上げを効果的に実施するほか、モンキードッグにより被害を及ぼしている加害群を集中的に監視するなど、市街地や耕作地にサルを近づけないようサルの行動範囲を限定させていく取り組みにも注力したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、クマの出没が多い理由は山の実の豊作によるものかについてお答えいたします。東北森林管理局が公表しているブナの結実調査結果によりますと、青森県は平成26年度は皆無、平成27年度は並作、平成28年度は皆無としており、クマの目撃件数や農作物の被害額、捕獲頭数との因果関係は不明でございます。

ご質問の3点目、サル、クマ、カモシカなどによる食害被害額についてお答えいたします。いずれも市が現地確認や聞き取りにより把握している額になりますが、サルによる被害額は、平成27年度は78万2,327円、平成28年度は52万4,959円、平成29年度は8月末現在で12万5,237円となっております。

クマによる被害額につきましては、平成27年度

は38万5,221円、平成28年度は49万8,739円、平成29年度は8月末現在で27万7,615円となっております。

カモシカによる被害額は、平成27年度は65万496円、平成28年度は19万7,529円、平成29年度は8月末現在で210円となっております。

ご質問の4点目、クマ、サルの捕獲についてお答えいたします。まず、クマの捕獲につきましては、農作物や生活環境に被害が生じているか、そのおそれがある場合に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、県の許可を得て猟友会の皆様のご協力をいただきながら捕獲等を実施しているところでありますが、平成27年度は27頭、平成28年度は32頭、今年度は8月末時点で26頭となっております。

サルの捕獲につきましては、青森県第二種特定鳥獣管理計画に基づき実施しており、平成27年度は48頭、平成28年度は43頭、今年度は8月末時点で26頭となっております。

ご質問の5点目、忌避剤の効果についてお答えいたします。忌避剤につきましては、昨年度からその効果の確認試験を実施しておりましたが、サル用の忌避剤につきましては、設置した大畑地区の畑においてサルによる食害が発生し、効果が確認できなかったところです。

クマの忌避剤につきましては、設置した畑での食害を確認することができませんでした。城ヶ沢地区に忌避剤を設置した畑においては、強風と大雨により容器が倒れて地面に忌避剤があふれてしまったことがあり、その後でクマが畑に侵入した形跡を確認することができたという事例があり、クマに対しては、その嗅覚がすぐれているという特性から、一定の効果を上げることができるものと推測され、今後市内で広く忌避剤が活用されるよう周知等に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 8番。

○8番（石田勝弘） 丁寧なご答弁ありがとうございました。若干再質問させていただきます。

鳥獣被害についてからまいります。毎年サル、それからクマによって、いろんな被害があるわけですが、やはりニホンザルの場合は、結局は増加しているということが一番の原因になるということですね。ですので、抜本対策としては捕獲をきちんとしなければいけないということですが、なかなかそうはいかない。新しいタイプのわなを導入する、どういうタイプなのか私はわかりませんが、そういうこととか、モンキードッグを使って山に追い上げる。でも、これは決して抜本的な対策にはならないのですね。本当にどうしたものかなと。

食害が続けば、農家の人たちの勤労意欲と申しますか、作物をつくる意欲がなくなってしまうというようなことにもなりかねないし、そこで改めて聞きますが、モンキードッグは今現在何頭いて、そして説によると、結構年とって年配になったドッグもあって、これから新しく導入しなければいけないのではないかという話もありますが、その辺のところはどうなっているかお聞きします。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） お答えします。

現在モンキードッグは市内で3頭ございまして、おっしゃるとおり、10年以上生きている犬もございまして、それにつきましては、適宜更新するというような形を考えております。

○議長（浅利竹二郎） 8番。

○8番（石田勝弘） その10歳以上になっている、どういう犬もそうですけれども、十三、四とか15歳ぐらいが一応限度でないかなと思うのですが、今後早目に新しいモンキードッグを導入しなければいけないのではないかと思います。その辺の見解はどうですか。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） おっしゃるとおり、モンキードッグも確かに年齢がいきますと、先ほど答弁したとおり、更新していくのですが、どういう犬でもいいということではございませんで、一定の訓練を経たうえでなければモンキードッグとして活用することができませんので、そういう訓練を経た犬を市のほうで飼うということで、多少の時間が必要だということをご了承いただきたいというふうに思います。

○議長（浅利竹二郎） 8番。

○8番（石田勝弘） 当然訓練しなければならないのは、そのとおりだと思います。ですので、時間がかかるからといって、これから何年後かというような、そういう悠長なことはしていただけないと思います。早目にその辺の手は打たなければいけない、そう思います。

モンキードッグのほうは、その程度にして、忌避剤についてお伺いします。忌避剤は、サル用の忌避剤は全く効果がない、クマには一定の効果がある。忌避剤というのは、昔のオオカミとか、それに近い種類の動物のふんとかそういうものを利用してつくっているという話で、実際の話、サルはオオカミに襲われるとか、そういうことも余りなかったのかなと。そういう意味では効果がないと。クマには一定の効果があるということで、去年、ことしという期限で、その忌避剤の効果がどうかというテストを行ったわけですが、来年度からは、これを実際に農家の人たちに使ってほしいということですが、その辺、無料で配れば、それは一番いいのですが、そうではないと思うのです。幾らかお金もかかる。お金をかけても忌避剤を導入しようという、そういう農家が果たしてどのくらいあるか。かなりむつ市で補助金といいますか、それを出さなければいけないのではないかなと思いますが、その辺のところはどうなっているかお

伺います。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） お答えします。

忌避剤につきましては、500ccで5,000円というくらいになっておりまして、来年度に向けてどういう形で広めるかということについては、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（浅利竹二郎） 8番。

○8番（石田勝弘） 議長、私の時間はあとどのくらいですか。

○議長（浅利竹二郎） どうぞ。

○8番（石田勝弘） いやいや、11時ごろまでいいですか。

（「3分から始まりましたから」
の声あり）

○8番（石田勝弘） はい。

次は、教員の過重業務についての再質問をさせていただきます。実際先生方の勤務は大変だと思います。先ほど壇上でも言いましたが、授業ばかりではなくて、いろんな雑用のほうの時間が多いのではないかなと思うのです。それから、先ほど答弁にもありましたけれども、部活動の負担が大きいと、こういうことでございますので、そういう意味では、まず部活動の外部指導者をうんと活用していったほうがいいのではないかと、こう思います。

最近中央教育審議会では、教職員の長時間労働の解消に向けた対策を検討しています。勤務時間管理の意識が薄い学校現場にタイムカードを導入することや、教員の簡単な事務作業を手伝うスクールサポートスタッフを配置すること、夏休みなどの長期休業中には学校の閉庁日を設けることを盛り込んだ緊急提言をまとめたということですが、これについてむつ市教育委員会としてはどのように対応していくつもりですか、その辺のご答弁をお願いします。

○議長（浅利竹二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

議員ご指摘の緊急提言に関しましては、9月4日付で県教育委員会より通知があったばかりでございます。議員が先ほどご発言いたしました事業のほかにも、いろいろなソフト面やハード面などの事業が示されております。

具体的な検討につきましてはこれからということになります。長時間労働の解消を図るうえでは、教職員に勤務時間管理の意識の啓発を図ることは重要なことであると考えておりますので、国や県の動向を注意しながら、これから研究していきたいと考えております。

○議長（浅利竹二郎） 8番。

○8番（石田勝弘） 時間も大分押し迫っていますので、最後の危機管理について若干お尋ねします。

実際この間の8月29日ですが、私のところに6時5分に友人から電話がありまして、大変なことになったという話で、どうすればいいのだと。どうすればいいといったって、まだ寝ている状態だし、私としては。そのときは、市長は実際どのような行動をされたのか、ちょっとお聞きします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 国民保護サイレンが鳴った瞬間というのは、私は新聞をちょうど読んでいまして、これは大変なことになったなと。訓練ではないことは、もう承知しておりましたので、本格的にそういう危機だということで、まず携帯電話にまたJアラートのシステムを確認し、その後テレビをつけたら、やはりそういうことでありましたので、ただちに市役所のほうに連絡をして、その後の体制について確認をしました。その後、防災の担当課の職員が招集したことを確認して、ただちに市役所に向かったというのが、その朝の流れでございます。

○議長（浅利竹二郎） 8番。

○8番（石田勝弘） 結局そういう電話の後どうすればいいかというときには、どうしようもないわけですが、私としては。確かに家の中にいれば、窓ガラスから遠く離れたところにいろといっても、ほとんど私のうちにはそういうところはないです。ですので、もう布団かぶって寝ていたほうがいいのかと、こう思ったりもしましたけれども。冗談はさておき、そういう場合に、先ほど言いました防災行政用無線のことで市民に周知するのですが、私の家のところもそうですけれども、よく聞こえません、2つも3つも音響が重なって。クマの情報もそうなのですが。そういうこともありまして、川内地区で導入しているという戸別受信機の導入もこれからの視野に入れていたというご答弁がありました。これについて、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

今回の弾道ミサイルについての防災と、自然災害というのは、これ少し切り離して考えていかなければいけない問題だなというふうに思っております。繰り返しになりますけれども、この弾道ミサイル落下時の行動ということについては、これは国が避難の方針というものを定めていて、3つの場合分けをしています。ですから、まず屋外にいる場合はできる限り頑丈な建物や地下に避難すると。これは、地下というのは、ほとんどむつ市内では想定されませんから、できる限り頑丈な建物。ですから、倉庫みたいなところよりは、自分のうちに逃げたほうがよいというようなイメージだと思っています。それが屋外にいる場合。外にいて、建物がない場合は物陰に身を隠すか、あるいは地面に伏せて頭部を守ることが2つ目の場合であります。さらに家の中にいる場合には、窓から離れるか、窓のない部屋に移動すると。ある意味、布団をかぶるといえるのは、正しい選択

なのかもしれません。

そして、これ以上のことは、我々自治体側から何かできることがあるかという、ほとんどないわけであります。国の避難方針に基づいて、ある意味国民としてこの方針を守って、自らの身を守ってくださいということしか我々は言えません。そして、これはあくまでも来たものに対する対処措置であって、ある意味被害を軽減するための措置であることは十分理解できることだと思いますし、こうした国家有事の場合には、どちらかといえば脅威の根源を絶つということにこそ国家としての役目があるということだと私は認識しています。

そうした中で、今戸別受信機のお話をいただきましたけれども、これは自然災害、あるいは原子力防災という中では必要な文脈があるかもしれません。ですから、そういうところの中では、今後当然戸別受信機だけではなくて、さまざまな伝達手段を複合的にやっていく中で戸別受信機も検討しなければいけない問題かもしれませんけれども、ただちに国家有事、弾道ミサイル防災について戸別受信機が必要になるというふうには私は考えておりませんし、むしろ国民保護サイレンが鳴り響く環境、この中でどうやって身を守るかということをおの場合には考えていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 8番。

○8番（石田勝弘） ミサイルばかりではなくて、いろんな自然災害のことでも、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんが行方不明になったときの連絡とか、クマが出たという連絡とか、そういうこともありますので、それはやっぱりきちんと聞き取りたいと思うわけです。そういう意味では、戸別受信機、例えばお金がかかる問題ですので、希望者には実費とか、そういうことでもつける希望

があったらいいですよとか、そういうようなことも考えなければいけないのではないですかと思います。時間が迫っていますので、簡単にお答えしていただきたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 私自身は、この防災行政用無線ですとか、あるいは戸別受信機というのは、もはやちょっと時代おくれの伝達手段だと思っていて、というのも携帯電話の普及率が、全国ベースですけれども、今100%を超えている状況にあります。その中で今我々は防災かまふせメールということで、これはスマホだけではなくて、いわゆるガラケーにも伝達が行くような仕組みも構築しています。そこには、クマが出たら、クマがどこで出ました、あるいは火事がどこでありました、今の自然災害、気象状況も含めて連絡をしているというような状況でありますし、ましてテレビやラジオの中でそういったこともやっている状況でありますので、そうしたことを複合的に考えて、最もいい市民の皆様への伝達手段をこれからしっかりと考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） これで、石田勝弘議員の質問を終わります。

ここで、午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎濱田栄子議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、濱田栄子議員の登壇を求めます。24番濱田栄子議員。

（24番 濱田栄子議員登壇）

○24番（濱田栄子） 自民クラブ、濱田栄子でございます。

質問に先立ち、先般9月1日開催の市制施行58周年記念表彰式において、長きにわたり地域のためにご尽力いただき表彰されました皆様に、心から感謝とお祝いを申し上げます。

また、9月3日に開催されました県民駅伝において、4年ぶりに総合優勝された山本監督を初め選手の皆様、関係者の皆様に対しても心からお祝い申し上げます。頑張っているむつ市をまた一つ発信していただきました。スポーツもまた芸術とともに人々に感動を与え、人々の心を浄化してくれる力があると感じております。より一層のご活躍をご期待いたします。

それでは、むつ市議会第233回定例会におきまして一般質問いたします。1点目のひきこもり対策についてでございますが、この問題については2度目の一般質問となります。

ひきこもりとは、さまざまな要因の結果として、原則的に6カ月以上にわたって学校、アルバイトや仕事といった外での社会参加を避け、家庭にとどまり続けている状態をいいます。内閣府の2016年の調査では、全国で推定54万人のひきこもりの方がおり、長期化、高齢化する方々も多く存在することが明らかになりました。

厚生労働省は、このひきこもりの問題に対して、ひきこもり対策推進事業を立ち上げ、ひきこもり地域支援センターをその窓口として設置することを進めております。これらの状況を背景として、平成28年6月1日、青森県ひきこもり地域支援センターが設置されております。精神保健福祉センター内に設置されております本部のほか、県民福祉プラザ3階にサテライトを設置し、ひきこもり支援コーディネーターがご家族やご本人の相談をお受けしております。開設以来200件を超える相談が寄せられております。遠方からの相談もふえて

いることから、今後は県内のさまざまな地域での出張相談を企画していくことが予定されております。

これらのことを踏まえて、市としては現状をどのように捉えて、どのような取り組みをしてきたのかお伺いいたします。

ひきこもりの2点目として、ひきこもりの方の技術取得の窓口として、まちゼミの活用ができないかお伺いいたします。現在第4回むつまちゼミと第2回大畑まちゼミが同時開催されております。むつまちゼミは8月21日から9月24日まで69講座が、大畑まちゼミは9月11日から10月15日まで19講座の開催となっております。まちゼミとは、お店の人たちが講師になって、プロのコツや専門的知識、お楽しみを無料で教えてくれる少人数制のミニ講座です。お客様とお店の出会いの場を目的としております。一部材料費が必要な講座もありますが、受講料は全て無料となっております。これまで参加された多くの方から、満足の声が聞こえております。

今後まちゼミも回数を重ねていくと思われまします。ひきこもりの方が参加することにより、小さな興味が小さな特技となり、技術取得への意欲へとつながり、自信と自己肯定感が高まり、社会参加できる可能性が高まるのではないのでしょうか。技術取得の窓口として、まちゼミを活用できないかお伺いいたします。

ひきこもりの3点目は、民生委員を中心にボランティア団体と連携をとり、支援組織ができないかお伺いいたします。さきに述べました内閣府の調査では、ひきこもりが長期化、高齢化していることの結果が出ております。それは、支援方法が浸透していないため、問題が解決していないケースが多いことをあらわしていると思われまします。ひきこもりは、不登校や仕事でのつまずき、人間関係など、さまざまな要因により発生するものと考え

えられます。社会全体の問題として捉えて、ご家族とともに学び、寄り添い、社会への一步を踏み出す支援組織が必要と思われませんが、考えをお伺いいたします。

次に、2項目めの大畑地域のまちづくりについて質問いたします。現在大畑地区では、分庁舎や公民館の老朽化という大きな問題を抱えております。分庁舎は平常時には市民の生活相談の場として、高齢の方や車椅子の方なども、雨の日や冬道でも安全に利用できる施設となっております。また、災害時や有事の際には、市民の安心安全を守る地域の指令塔としての大きな役割を担っております。

庁舎はそれぞれの地域のシンボルであると思っております。庁舎機能の変更には、市民との十分な意見交換を重ね、行政と市民との理解を深めることが必要と考えられます。むつ市が目指す「市民協働のまちづくり」の手法をとるべきと考えます。

今年度調査予定となっております大畑庁舎移転の現在の進展状況と市民への説明会開催予定についてお伺いいたします。

また、急激な人口減少と少子高齢化社会を迎えて、地域の課題や問題点を意見集約する場が必要ではないかと思われれます。大畑地区では、薬研温泉開湯400年祭実行委員会がその役割を終え、今後幅広い団体に呼びかけメンバーを増強し、まちづくり協議会へ移行すると伺っております。「市民協働のまちづくり」のためにも、なお一層の支援体制が必要と思われれます。行政としての考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 濱田議員のひきこもり対策

についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁といたします。

次に、大畑地区まちづくりについてのご質問にお答えいたします。大畑庁舎のあり方を含め、大畑まちづくり会議の開催やまちづくり協議会の支援ができないかについてお答えいたします。

庁舎移転の進展状況と市民の皆様への説明会の開催予定については、むつ市総合経営計画にある「公共施設マネジメント」に基づき、庁舎移転を含め、現庁舎の解体や道路の線形改良、駐車場の確保など、さまざまな観点から面的な整備も検討しているところであります。また、整備にかかる費用について、国の交付金を活用するなど関係機関と協議を進めており、財源確保も視野に入れながら、最少の経費で最大の効果が発揮できるよう計画してまいりたいと考えております。

市民の皆様への説明会の開催予定につきましては、基本計画の概要ができた時点で説明できるものと考えており、これまでも各種団体やPTAの方々へご意見を伺ってまいりましたが、今後も事業の進捗状況に応じて対応してまいります。

いずれにいたしましても、子供たちの安全確保や移転後の庁舎の利便性向上を大前提に、市民の皆様にとってよりよい環境となるよう計画してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、まちづくり協議会への支援をしていく考えはあるかについては、他の組織、機関と同様に、その活動内容や先方からの要請などを踏まえうえて、市としての支援をするかどうかの判断があると認識しておりますので、現時点で存在しない組織に関して、仮定で支援するかどうかを論じることは適切でないと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（瀬川英之） 濱田議員のひきこもり対策についてのご質問の1点目、現状とこれま

での取り組みについてにお答えをいたします。

議員には、むつ市議会第227回定例会において、同様の趣旨のご質問をいただいているところであり、市といたしましては、やはりまずご本人またはご家族、親族、知人の方に相談においでいただくことが第一歩ではないかと考えております。一口にひきこもりと申しましても、その原因はさまざまであり、対処法もさまざまとなります。ご本人やご家族などの方々の個別の悩みに寄り添っていくことが必要であるものと認識をしております。

市では、現在健康などの相談窓口を常時開設しているところですが、その中でひきこもりに分類されるような事例につきましては、幾つかの例で対応しているところでもあります。そのような個々の積み重ねを踏まえ、より広い視点で地域課題としての取り組みにつなげていく必要があるのではないかと考えております。

青森県では、昨年6月、ひきこもり支援センターを開設し、専門性の高い支援コーディネーターを配置しているところでもあります。市では、このセンターの周知を図るため、広報むつや新聞折り込みの在宅当番医チラシにおいて記事を掲載したところでもあります。また、昨年12月には保健協力員の研修会において、当該ひきこもり支援センターから講師をお招きし、ひきこもりにかかわるさまざまな病気や症状について学び、理解を深めておりますし、今年度は市町村職員等を対象としたひきこもり支援者研修に職員を参加させ、基礎的相談スキルの習得に努めたところでもあります。

これらの取り組みは、むつ市総合経営計画の主要計画であります「こころの健康についての情報発信及び相談窓口の充実」に基づくものであります。今後とも関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、民生委員やボランティア団体による個別支援ができないかについてお答えをいたします。民生委員・児童委員の活動につきましては、むつ市総合経営計画の「民生委員・児童委員活動の充実」に基づき現在取り組みを進めているものであります。

民生委員は、民生委員法第14条に職務が規定されておりまして、その内容は住民の生活状態を必要に応じて把握すること、生活に関する相談に応じること、福祉サービス利用の情報提供などのほか、福祉事務所や関係行政機関が行う業務に協力することなどとなっております。このことから、高齢者、障害者、児童、母子世帯などの要援護者に対して調査、実態把握、相談支援や各種行事への参加協力、自主的な地域福祉活動など幅広い活動を行っております。最近では、高齢者等への悪質商法被害防止の取り組みや虐待防止の取り組み、災害時に備えた要援護者名簿作成協力など、地域の多様な課題にも積極的に取り組んでおります。加えて、毎月の各地区民生委員・児童委員協議会や各種研修に参加し、知識の習得など資質向上に努めているところでもあります。

民生委員に対しましては、職務における相談活動において、ひきこもりの状況と思われる相談があった場合、市の担当部署へつないでいただくようお願いをしているところでもありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、ボランティアに関しましては、むつ市社会福祉協議会においてむつ市ボランティア市民活動センターを設置し、活動を行っており、ボランティア活動を希望する方に登録をしていただき、ボランティア活動をする方と支援を受ける方のマッチングを図ったうえでボランティアを派遣する活動を行っております。ひきこもりにかかわらず、ニーズに応じたボランティア育成に努めながら活動しておりますが、支援希望があつての活動であ

りますことから、ご家族などからご相談をいただき、どのような支援が必要なのかお伺いをしながら対応させていただくことになりまことをご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） ひきこもり対策についてのご質問の2点目、技術取得の窓口としてまちゼミの活用ができないか問うについてお答えします。

まちゼミとは、商店街を訪れるお客様に喜んでいただき、お店が繁盛し、まちのにぎわいに寄与する三方よしを目的として、商店街の店主が自ら専門店ならではの知識を教える取り組みで、平成14年に愛知県岡崎市から始まったものです。平成29年7月現在では、全国で約300の地域で実施され、商店街活性化の切り札と言われており、むつ市では田名部や大湊地区の商店街の店主などで構成されるむつまちゼミの会と、大畑地区における大畑まちゼミの会の2団体が取り組んでおります。

技術取得の窓口としてのまちゼミの活用についてですが、まちゼミの講師は店主の皆様などが担当し、一つの講座は60分から90分程度であり、趣味や生活に関する知識の取得や料理、雑貨の製作などを内容としているものであり、ひきこもりの方がボランティアの皆様と連携してまちゼミにご参加いただくことは、ひきこもりの方が外出する一つの機会となりますので、ぜひご活用いただきたいと思っております。

○議長（浅利竹二郎） 24番。

○24番（濱田栄子） まずひきこもりの問題ですけれども、具体的に今までの市の取り組みをお聞きいたしました。例えばそういう方がいらっしゃった場合に、市の窓口へまず相談すると。そして、ボランティアを含め、市の中に精神カウンセラーというか、専門的なカウンセラーの方はいらっしゃ

いますでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（瀬川英之） 相談窓口のほうに精神カウンセラーといった形での専門職は配置してございませんが、保健師のほうで対応をさせていただくことになろうと思います。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 24番。

○24番（濱田栄子） そうすると、その保健師さんがそちらのご家庭に出向いてご指導ということはありますでしょうか。そういったケースは、これからも想像していますでしょうか。やはり先ほど申し上げましたとおり、個別にそれぞれの事情が違うと思います。そして、相談に来られる方は、足を運べる方は、その中でも本当に幸せな方だと思います。そういった方に対してマン・ツー・マンでプログラム等を組んで、何とか社会へ出ていくというような方法はとられているのでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（瀬川英之） お答えをいたします。

市の窓口で一旦お受けいただいた後に、そのさまざまな要因等があるということですので、それに応じた形で、例えば内部で協議をいたして関係するところにつなぐとか、あとは県のほうで、先ほどお話がありましたひきこもり地域支援センター等においては専門職等も配置してございますので、そちらのほうにつなぐとか、そういった形で、状況に応じた形で対処をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 24番。

○24番（濱田栄子） 総務省の調べでは、やはりひきこもりの方が高齢化と長期化しているというふうな発表、個々に微妙な問題ですので、具体的な例は出せないということですが、余り問題が積極的に解決していないというように私として

は感じております。それには、やっぱり支援体制ということをしっかり作りまして、これは本当に時間と根気がかかる事業だと思います、お一人の人を積極的に社会へ出していくということは。それにはやっぱり地域にもっと理解を深めた、理解ある人をふやしていくということが必要ではないかなと思います。民生委員・児童委員の方もそれぞれの地域にいらっしゃいますけれども、個々の問題であるので、そんなに大きく取り上げることができないという、プライバシーの関係でということで、なかなか歯がゆい部分があります。それはどちらかという、近所の方がよく知っているという状況になると思いますので、幅広い知識というようなものを浸透させていくことが、少しずつではありますが、進展させていくことになるのではないかなと思います。

県のほうでは、セミナーですか、専門講師による、一度12月に開いたという今ご答弁いただきましたけれども、やっぱりもっといろんな方にお声をかけて、そういった取り組みをする方、ボランティアをする方のノウハウやスキルをもっと上げていくことが、一つでも多くの問題解決に結びつけていくのではないかなと思いますので、何か腫れ物にさわるような、そういうやり方でなく、「みんなでやろう」というような雰囲気盛りに上げてほしいなと思います。ちょっと自信を喪失しているという方が、きっと多くいらっしゃるのではないかなと思いますので、先ほどまちゼミというちょっとしたきっかけ、そのためには、やっぱり近所の方が「行ってみない」という感じで誘って連れていくというふうにしていければなと思っていました。

ということで、講演等がありましたら、広く市民の方に出ていただく、いろんな福祉関係のボランティアの方というのはたくさんいらっしゃいます。何か役に立ちたいと。そして、専門的なもの

をリタイアした方たち、また看護師さんたちがたくさんいらっしゃいますので、そういった方たちの力をかりるという意味で、広く呼びかけていただきたいなど。むつ市はひきこもりをゼロにするのだというぐらいの意気込みで頑張っていたいただきたいなと思います。

今後またそういうセミナーを積極的に開催していく、やはり全体的な県の取り組みですので、積極的に取り組むところにはどどん力がかしてくれれると思いますので、やはりそういったものを何度も開催していく、取り組んでいくということについて、もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（瀬川英之） ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたように、関係する部門、ボランティア等に関する研修については、今後も継続していきたいというふうに考えております。また、あわせて研修のほかにも広報等で、こういった状況があるということも、また相談窓口についても引き続き周知を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 24番。

○24番（濱田栄子） この問題につきましては、2回目の一般質問になりました。1回目は、ただ同じ時代を生きる人たちが、やっぱり人生を楽しんでほしいという思いだけで質問に立ちました。でも、今2回目としては労働力不足、今深刻になってくる中で、この54万人、全国ですけれども、大きな労働力になると思います。これは、真剣に取り組む問題ではないかなと思います。

そして、冒頭にも申し上げましたけれども、先日市制施行58周年の記念式典の最後に市民歌を歌いました。市民歌の最後の言葉「むつの むつの 風に吹かれて もっともっと幸せになろうよ」と

いう言葉ですけれども、それはやはり全ての人に呼びかける言葉ではないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

そして、このお一人の方がうちに、例えば年間、それこそ最低賃金だとしても240万円働いて、10年ひきこもりしていたら2,400万円の経済効果、2人だったら倍、10人だったらその10倍が違ってくると思いますので、何としてもこの体制をしっかりとつくて、そして弱い人が生きやすい地域は、やっぱり強い人も、そしていろんな人が住みやすい社会に変わっていくと思いますので、何とか頑張ってくださいなと思います。

まず市長に、このひきこもりに対してどういった考えを持っているのかお伺いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） ひきこもりについてということでもありますけれども、先ほど部長が答弁したとおりでありまして、一人一人それぞれ事情が異なるというふうに認識しております。ひきこもりの方ご本人、それからご家族の方、そういった方々にしっかりと寄り添う対応ができるよう、ご相談を受けた場合には、親切にこれに応じて、県などと連携して対応してまいりたいと考えております。

○議長（浅利竹二郎） 24番。

○24番（濱田栄子） 担当部長に対しては、より一層のご努力をご期待申し上げます。

団塊ジュニアの世代が人数も多く、そして受験戦争と就職戦線を戦い抜いてきた方、この年代に少し多いというようなデータが出ておりますので、何とか頑張ってください。お願いいたします。

そして、大畑庁舎の問題ですけれども、これは本当に喫緊の問題でした。3階のフロアには穴があいていたり、屋根は雨漏りしております。ですから、とても急いで進めなければならないという、何かあったときには職員にも事故が起こりかねな

いという今状況でありますので、今回の進め方につきましては了解いたしました。

ただ、その他、またこれからたくさん空きスペース等につきましても、やはり地域の考えを十分に酌み取るということも必要ではないかなと思いますので、この協議会について、今は仮定のものにはコメントできないというお返事をいただきました。私は、これは各地域に、川内、脇野沢、大畑、大湊地域に積極的につくっていくべきだと思いますけれども、市長、お考えをどうぞ。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 民間の団体がまちづくりに関与していくということは、市民協働参画社会というものの実現を標榜している我が市にとっては非常に重要なことだと思いますし、そうした団体がふえてくれることは、私としても大いに期待をしているところでございます。

○議長（浅利竹二郎） 24番。

○24番（濱田栄子） 消極的ご答弁でしたけれども、よしといたします。

（「市長を信用していないから」
の声あり）

○24番（濱田栄子） 信用しております。

それぞれの地域、急激な人口減少、合併して以来、6万7,000人ほどありました人口が、今約5万9,000人ですか、急激に人口減少が起っています。そして、年齢構成を見ますと、それもまた具体的に急激な高齢化です。やはり当初決めたものがどんどん状況が変わっていきます。その状況に応じて公共施設の空きスペースをどういうふうに使っていくのか。そして、使い切れなるときはどういった地域外から募るのか、そういったこともこれから決めていく必要が、地域のものをしっかり理解している先輩たち、そしてこれから若い人たち、そういったいろんな年齢層の方たちが集まったまちづくりの協議会というのが必要で

はないかなと思います。その辺市長もよくご理解していると思いますので、これで私の質問を終わります。では、よろしく願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） これで、濱田栄子議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで暫時休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎工藤祥子議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、工藤祥子議員の登壇を求めます。4番工藤祥子議員。

（4番 工藤祥子議員登壇）

○4番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。

ことしも短い夏が終わろうとしています。ことしは、特筆すべき夏でした。7月7日の国連会議で、国連加盟国の約3分の2の賛成により核兵器禁止条約が採択されました。これは、人類史上初めて核兵器を違法化した画期的な条約です。広島の被爆者でカナダ在住のサーロー節子さんは、「この瞬間が来るとは思っていませんでした。この日を70年間待ち続けて喜びに満ちています。私は、世界の指導者たちに心からお願いします。この地球を愛するなら、この条約にサインしてください」と訴えています。

今この条約への各国の署名が始まっていますが、日本は署名しないとしています。このような世界の大きな流れの中で北朝鮮の核実験の強行、核兵器への固執、ミサイル開発は本当に許しがたい行為です。世界中で対話による問題解決を求め、軍事、経済の圧力一辺倒でミサイル迎撃態

勢の強化と米軍との共同演習など、軍事的対応ばかり熱心なのは日本政府です。平和的、外交的な手段で問題を解決するために、あらゆる手だてをとることが今求められています。

また今日、来年度の概算要求というニュースが流れています。第2次安倍政権のもと、2015年度から4年連続で軍事費が過去最大を更新しています。総額は5兆2,551億円と予想されます。軍事費の中で大幅にふえたのが北朝鮮の弾道ミサイル対処を想定したミサイル防衛関連経費で1,791億円を計上しています。この金額を月額3万円の給付型奨学金に回した場合、約50万人の学生に支給することができると言われてしています。

一方で、来年度の社会保障費は、高齢化などによる自然増で、ことしも1,300億円分が削減される方向です。具体的にどのサービスが削られるのか、注視していきたいと思います。

それでは、第1の質問、むつ市の保健事業について伺います。むつ市のことしの特定健診等の事業は、後半部に入っています。従来の老人保健法に基づき行われてきた健診は、平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、生活習慣病の予防に主眼を置いて、特定健診と特定保健指導の実施が医療保険者に義務づけられました。特定健診では、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念に着目し、腹囲等による肥満の状態評価と各検査結果により内臓脂肪等があるか否かを判断し、病気を拾い上げるのではなく、これから病気になりそうな人を抽出して医療につないだり、特定保健指導の対象にしたりします。

むつ市もこの高齢者医療確保法に基づき、平成20年度から平成24年度までの5カ年にわたり第1期計画が実施されました。平成25年3月に出された第1期計画の評価を見ますと、平成23年度の特定保健受診率55%の目標に対し、実績は19%、特定保健指導の利用目標40%に対して、実績は

24.5%と、評価は初年度からは徐々に上がってきておりますが、目標を大きく下回っていますと書かれていました。ことしは、平成25年度から平成29年度までとして第2期計画に取り組んでいる最中ですが、第1期計画の評価等を踏まえて、第2期計画はどのように実施されてきたのでしょうか。

2点目として、第2期実施計画の最終年度のことし、まだ終了していませんが、課題として見えてきたことはどのようなことでしょうか。

次に、保健事業の2つ目です。前立腺がん検診を去年と同様に実施すべきについて質問します。がん検診は、がんの予防及び早期発見のため、健康増進法に基づき実施しています。ある市民の方から、前立腺がん検診の料金が急に高くなったという話を聞きました。調べてみますと、一昨年は対象者50歳以上の料金は510円、昨年は560円、しかも70歳以上、住民税非課税世帯の方は無料でした。しかし、ことしは全ての方2,160円となっています。そして、ただし書きとして、「市の検診としてではなく自己検診としてお受けいただく形になります」と書いてあります。どうしてこのように変わったのでしょうか。

また、前立腺がん検診について、一昨年平成27年度、昨年平成28年度の受診者数、そして今年度の傾向をお知らせください。

第2の質問、公民館についてです。トイレの現状と洋式化について質問します。8月後半に、ある行事参加のために中央公民館に行く機会がありました。1階のトイレに行ってみますと、ほとんど和式トイレで、1つしか洋式トイレがないということに気がつきました。お盆にクラスメートと会う機会があり、膝が痛いという話、外出先の施設に洋式トイレがあるかどうか心配するようになったという話をしたことを思い出しました。その日も私と同じくらいか、もう少し高齢と思われる

女性を中央公民館内で多数見かけました。各公民館でいろいろな行事、活動が行われていますが、元気な高齢者の方々のさまざまな分野での活躍が報道されています。膝、腰の弱ってきつつある高齢者のために、せめて4公民館、中央公民館、大畑公民館、川内公民館、脇野沢公民館に一定の洋式トイレをふやすべきです。トイレの現状をまずお知らせください。

第3の質問、水道事業について伺います。平成17年に合併したむつ市ですが、平成22年5月分の料金から大畑地区、川内地区、脇野沢地区の3地区は経過措置を講じながら、昨年4月をもってむつ地区に料金が統一されました。

水道料金の仕組みは、基本水量10立米まで1,660円プラス消費税イコール1,792円が基本料金と設定され、それ以上の水量を使用すると従量料金が追加となります。川内地区の市民から、「高くなったのでは」と言われてきましたが、旧川内町は8立米を基本水量としていたので、少量しか水を使用していなかった市民にとっては負担増となりました。ひとり暮らしの高齢者で使用水量10立米以下の市民は多数いるのではと予想されず。使用量の少ない市民に配慮した基本料金の設定をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上で壇上からの質問といたしますが、理事者の皆さんの前向きな答弁をお願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

むつ市の保健事業についてであります。本市の平均寿命は平成22年度、市区町村別生命表によりますと、全国で男性ワースト8位、女性ワースト16位と、ともに非常に低い水準となっております。このことから市では、市民の皆様一人一人の健康づくりや疾病予防への取り組みが重要な課題

であると考えており、国保特定健診の受診率向上については、むつ市総合経営計画の施策として位置づけ、平成33年度における受診率37.5%を目標として掲げております。その実現のため、健康の自己管理意識の啓発や健康教育、相談を充実させるなど各種事業に取り組んでおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の1点目、むつ市国保特定健康診査等実施計画について、ご質問の2点目、前立腺がん検診を昨年と同様に実施すべきにつきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 工藤議員の4公民館についてのご質問にお答えいたします。

トイレの現状と洋式化についてですが、まず4公民館のトイレの現状についてご説明いたします。

中央公民館は、多目的トイレが2カ所あるほか、男性用トイレ5カ所のうち洋式が1カ所、女性用トイレ11カ所のうち洋式が1カ所となっております。

川内公民館は、多目的トイレが1カ所あるほか、男性用トイレ4カ所のうち洋式が2カ所、女性用トイレ8カ所のうち洋式が2カ所となっております。

大畑公民館は、多目的トイレの設置はなく、男性用トイレ4カ所のうち洋式が2カ所、女性用トイレ4カ所のうち洋式が2カ所となっております。

脇野沢公民館は、多目的トイレが1カ所あるほか、男性用トイレ3カ所のうち洋式が2カ所、女性用トイレ7カ所のうち洋式が4カ所となっております。

トイレの洋式化につきましては、各公民館を利用しているサークルや団体などの構成員を初め、

利用する方々の年齢層が高くなっている現状を考えますと、安全安心に施設を利用していただくという観点から、必要性は十分認識しているところでございます。教育委員会といたしましては、利用する皆様方のご要望や、他の公共施設との均衡も図りながら、効果的かつ効率的な方法を研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 公営企業管理者。

（花山俊春公営企業管理者登壇）

○公営企業管理者（花山俊春） 工藤議員の水道事業についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、使用量の少ない人に配慮した基本料金設定についてであります。水道事業は電気事業などと同様に装置産業であると言われております。つまり安心安全な水を提供するためには、浄水場、配水管、水道メーターなどさまざまな施設設備や多数の装置を必要とする事業だということであります。

これらの水道施設等が正常に稼働して、初めて利用者の皆様に水道水をお届けすることができません。したがって、水道料金はこれらの水道施設を使用することに対する公法上の料金、いわゆる公の施設の使用料に当たるものであり、水道料金の設定につきましては、むつ市総合経営計画の主要施策「水道の安全・安定供給の確保」に基づくもので、安定的な料金収入の確保を図るため水道施設を適切に維持管理し、市民の皆様へ給水するために要する経費と、将来発生する施設の更新費用などを勘案して設定することとされているところであります。

現在の水道料金は、平成21年10月にむつ市水道料金等審議会の答申を受けて改定されたものでありまして、これまでまちまちだった4地区の料金を平成28年に統一したもので、1カ月の使用水量10立方メートルまでは基本料金として消費税抜き

で1,660円、10立方メートルを超える場合は1立方メートル当たり259円を加算する料金体系となっております。

なお、水道料金等審議会の答申の際に、高齢社会と言われる昨今、むつ市もひとり暮らし老人家庭が増加傾向にある、これらの家庭の使用水量は極めて少量であることから、5立方メートル以下の基本料金に特別措置を講ずるよう検討していたきたい旨の要望が付されておりますことから、現在行っている下水道使用料の改定が終わる平成31年度以降に水道事業の経営状況を踏まえた水道料金の検証を行い、必要に応じ見直しをすることとしております。

基本料金の改定につきましては、昨年6月のむつ市議会第228回定例会におきまして、菊池光弘議員の一般質問の再質問にお答えしておりますとおり、次期水道料金の改定に合わせて検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） むつ市の保健事業についてのご質問の1点目、むつ市国保特定健診等実施計画についてお答えいたします。

この実施計画は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき策定したもので、平成20年度から平成24年度までを第1期として、特定健康診査等の実施方法及びその成果に関する基本的な事項について定めたものであります。

平成25年度からの第2期計画策定に当たっては、第1期計画の実施状況を踏まえ、当市の大きな課題とも言える肥満及び喫煙者の割合が高いこと、疾病分類では循環器系の受診率、中でも脳血管疾患及び心疾患の割合が高いことなどの傾向を見据え、疾病の早期発見、早期治療につながる健診の受診率向上を図る方策を盛り込んでおります。

具体的には、平成25年度から個別健診受託機関を拡大し、現在は9医療機関で対応できるようになったこと、平成26年度からは市独自で特定健診の無料化の実施、平成27年度からは健康マイレージ事業の実施及び未受診者に対する電話勧奨の実施など、受診率の向上と健康意識の啓発のための施策を行ってまいりました。

その結果、第1期計画期間と比較すると、平成22年度で19%であった特定健診受診率が、5年後の平成27年度では27.5%と8.5ポイント向上しております。このことは、国保加入者の皆様の健康に対する意識が徐々に向上してきた結果であると考えております。

しかしながら、国が推奨し、計画の目標値としている健診受診率60%にはまだまだ遠いものであり、市といたしましては、来年度からの第3期計画の策定に当たり、健診対象者のさらなる健康意識の向上を図るとともに、全庁一丸となって受診率向上のための有効な施策を計画に盛り込んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 健康づくり推進監。

○保健福祉部健康づくり推進監（徳田暁子） 次に、むつ市保健事業についてのご質問の2点目、前立腺がん検診についてお答えいたします。

がん検診につきましては、むつ市総合経営計画の主要計画「健（検）診の推進」に基づき現在取り組みを進めているものであります。市町村ががん検診を実施するに当たっては、厚生労働省「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に、死亡率低下に効果のあるがん検診を実施するために必要な事項が定められており、当市におきましても、この指針に基づきがん検診事業を実施しております。

この中で、市町村が実施するがん検診と示されているのは、胃がん検診、子宮頸がん検診、肺が

ん検診、乳がん検診及び大腸がん検診となっており、前立腺がん検診は含まれておりません。当市においては、血液検査という簡易な方法で実施できる前立腺がんのスクリーニング検診として他市町村において実施している状況を踏まえ、平成17年度から平成28年度まで市民サービスの一環として実施してまいったところであり、平成28年2月4日に指針の一部改正があり、科学的根拠に基づく検診を受診率向上を含めた適切な制度管理のもとで実施することが重要とされ、指針に示されているがん検診を重点化して実施することが求められております。当市では、この改正を受け、前立腺がんを市が実施するがん検診から除くこととしたものであります。

一方、厚生労働省がん検診のあり方に関する検討会において、前立腺がん検診は市町村が公共的に実施するがん検診としての実施は推奨しないものの、個人が任意で受ける検診は否定しないとの見解が示されておりますので、前立腺がん検診希望者には、集団検診会場において費用を全額自己負担で実施する任意検診として受診の機会の提供を行っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、当市の前立腺がん検診の実施回数と受診者数の状況についてですが、平成27年度は40回、1,277人、平成28年度は42回、1,358人の方が受診しております。平成29年度は、8月末時点で25回、602人となっており、1回当たりの受診者数では、平成27年度と平成28年度の約32人に対し、平成29年度では約24人と若干の減少傾向が見られる状況です。

いずれにいたしましても、現段階においては前立腺がん検診を任意で受けられる機会を提供する形での実施が妥当と思われ、国が示す5種類のがん検診について、受診率向上を含め対策を強化していくことが先決であると考えております。

今後につきましては、前立腺がん検診を含め各種がん検診の実施のあり方について、国の動向等を見きわめながら、市民の皆様にご安心かつ安全にお受けいただくがん検診の実施に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 再質問は、順不同で行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、2番目の公民館のトイレについてお伺いいたします。さっきの答弁では、著しく洋式化が進んでいないのは中央公民館だとお聞きしました。ほかのほうは、まず半分ぐらいが進んでいるという、そういう事情だということはわかりました。確かに今公民館利用の年齢層が高くなっているという答弁がありましたが、本当に60歳以上の方の活躍が本当に目立っていると思います。

公民館の利用状況をちょっと見てみましたけれども、市民大学、婦人学級、連合婦人会等の事務局会議、研修会、市長と語る会、女性のつどい、さまざまな活動が行われています。そして、公民館まつりには1,000人以上の方が参加しています。そうすると、洋式でなければなかなか利用できないという、そういう婦人の方の事情を、男性もいらっしゃると思いますけれども、婦人の方の事情を考えると、この現状を少しでも洋式化に前進していただきたいと思っておりますが、そのような具体的な方向というのはまだないのでしょうか。他の施設との均衡を図りながら、必要性は認識しているということでしたけれども、再度お伺いしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

先ほど教育長が答弁したとおり、他の公共施設との均衡も図りながらということをございませけれども、中央公民館につきましては著しくとは

いえ、洋式のトイレもございますし、多目的トイレも2カ所ございます。人によりますと、洋式よりは和式のほうが使いやすいというような声も聞かれておりますので、今後は先ほども申し上げましたとおり、効果的、効率的な方法ということで研究してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 洋式化にするということは、本当に大きな費用がかかるというようなことも聞いています。中央公民館については、もう少し何とか頑張って予算化していただきたいと思っておりますけれども、緊急措置として、せめて手すりをつけるという、このようなことは考えていないのでしょうか。

（「洋式トイレあるでしょう。あ
るからいい」の声あり）

○4番（工藤祥子） でも、中央公民館は女性用11カ所のうち洋式が1カ所しかないというのは、少し少ないのではないかと思いますので、そこについては緊急措置として手すりをつけていただきたい、このような要望をいたします。要望ではないです。答弁をお願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、手すりの取り扱いにつきましても、同様に研究してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） なかなか前に簡単に進みそうがありませんけれども、研究していただきたいということで、期待をしながら見守っていきたく思います。

それでは、質問の3番、水道事業について再質問させていただきます。水道料金等審議会の中でもひとり暮らしの家庭、5立米の方への配慮とい

う要望が出ていたということをお聞きしました。5立米以下、または10立米以下の使用量の世帯はどのくらいあるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（浅利竹二郎） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（萬年茂昭） むつ市の給水戸数は、平成29年6月調定分で2万5,047戸で、使用料金は1億2,366万5,771円となっております。そのうち1カ月の使用水量が5立方メートル以下の戸数は5,635戸、全体の給水戸数に対する割合は22.5%で、水道料金は1,036万5,983円で、その割合は8.38%です。

また、6立方メートルから10立方メートル以下の戸数は4,762戸で19.01%、水道料金は875万7,271円で7.08%となっております。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 私が予想したよりも5立米以下の方、10立米以下の方の使用量の世帯が多いということがわかりました。答申も出ているようですけれども、何とか基本料金の設定を、また二段構え、三段構えに変えるということをお願いしていきたく思っております。

それからもう一つ、水道料金が未納となっている世帯はどのくらいいるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（萬年茂昭） 平成28年度の水道料金の未収金は、1,161万9,904円となっております。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） このような水道料金が未納となっている、生活困窮者の方だと思いますけれども、どのように対応しているのでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（花山俊春） 水道料金が未収入となった場合につきましては、一般的にはまず督促状を送付するとともに、訪問して納付のお願い

を行っておりますが、それでも納付等がない場合は給水停止予告書を送付し、最終的に継続して3カ月の滞納となっている利用者に対して給水を停止する措置をとっているところとなります。ただし、水道は生活に欠かせない重要なライフラインでありますので、安易に給水停止するのではなく、個別の事情を確認して、分割納付していただくなど納付方法を相談しながら、未納対策に取り組んでおりまして、これまでの実績からいたしますと、3年のうちには収納率約99.9%となっている状況でございます。

その中で生活困窮者に対する対応については、平成24年5月に厚生労働省水道課長より機械的に給水停止することなく福祉部局との十分な連絡連携体制を構築するようという、そういうふうな通知が発出されております。公営企業局では、保健福祉部との話し合いにより、納付のお願い文書に「水道料金の支払いにお困りの方へ」という欄を設けて、生活福祉課内に生活困窮者相談窓口を開設している旨のご案内をしておりますし、担当者が個々の家庭の経済状況等を直接確認させていただいて、無理のない支払い方法等について相談に応じるなど、市民の皆様へ寄り添った対応に心がけておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） ただいまの説明で、すぐ支払われないにしても、3年で99.9%の方が頑張って払っていらっしゃるという、今そのような回答がありましたけれども、安心いたしました。ただ私も、電気をとめられた方とちょっとお話したことがあります。そして「福祉のほうに相談したら」という、そういうふうな会話もしたことがあります。でも、このような機械的に停止しないで、必要な支援につながるように福祉のほうと連携して頑張っていらっしゃるという回答も得ましたの

で、よりこのことは、この視点は薄めないで、今後も続けていただきたいと思っております。

それでは、第1の質問に帰りたいと思います。実は、私たち民生福祉常任委員会として、5月に石川県の能美市、ここは先進地域ですけれども、研修に行ってきました。能美市は、特定健康診査、特定保健指導がスタートした平成20年度より、生活習慣病のリスクが高い人、いわゆるメタボリックシンドロームを対象にするだけでなく、独自で対象者を絞って、非メタボの人も対象に健診と保健指導を行っている地域です。そして、地域の中で糖尿病の指数が高いということで、糖尿病対策に重点的に取り組んでいる地域です。

人口は、ことしの4月で見ますと、むつ市は5万9,269人ですが、石川県の能美市は4万9,814人と、むつ市より1万人ぐらい少ないという地域です。しかし、国保被保険者数の40歳から74歳未満の人口で比べると、むつ市は1万3,400人ほど、能美市は7,640人、比較年度が若干違いますが、本当に能美市の場合は高齢化がむつ市ほど進んでいない、そして企業誘致が多いということで、このくらいの差だと思います。能美市の場合は、むつ市の57%しか特定健診の対象者がいない、人数が少ないという、そういう地域になっています。

驚いたことに能美市では、平成27年度の特定健診の実施率は52.8%で、本当に私としては驚きです。むつ市は、平成27年度の実施率は27.5%ということを知っています。しかし、先ほどの中で、少しずつですが、受診率が本当に上がってきていると思います。済みません、改めて平成25年が幾らで、平成26年が幾らで、平成27年度が幾らか、受診率の具体的な数字をお知らせください。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） お答えいたします。

国保の特定健診の実施率であります。平成26年度受診率は25.2%、平成27年度は27.5%とい

うふうになってございます。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） たしか特定健診を行っていないときは10%台の受診率だと記憶しているのですが、少しずつですが、前進しているということを伺いました。

また、能美市の例を言わせていただきますけれども、置かれている背景、状況が異なって、先進地の施策をそのまま取り入れることはできないと思いますが、能美市の場合は4本の柱で私たちに紹介してくれました。この今回の質問をするに当たって、3回ほど能美市に電話いたしました。それでも、電話だとなかなかわからない点があるのですけれども、一応紹介いたします。

保健師の方が12人、管理栄養士2人が地区担当制として、母子保健から成人まで地区に責任を持って、そして能美市に多い血糖値、ヘモグロビンA1cの数値で糖尿病管理台帳をつくって、そして訪問に力を入れてやっているということ。そして2つ目は、特定健診は予算はあるが、独自の分析で国保ヘルスアップ事業として事業の中身を広げているということ。3点目は、さまざまな研修会、検討会で保健指導のスキルアップをしているということも特徴だそうです。4点目は、健診を受託している医師を含め医師会との連携を強めている。毎月1回医師会と行政との懇談を開いているそうです。

紹介するには、本当に時間不足で状況が違うので、簡単にむつ市でもということにはならないと思いますけれども、医師会との連携がとれているからこそ、通院中の方、治療中の方で健診を受けていない人へも不足項目の健診を医療機関にお願いして、そして受診率向上にもつなげているというような話も聞きました。そして、その結果、ヘモグロビンA1cの数値にも波及して重症化を防いでいる、腎不全の重症化を防ぐことにつながっ

ている、また医療費が抑制されて後期高齢者医療の1人当たりの医療費が減少という形で効果が出ているそうです。

むつ市は、平均寿命が全国で最下位の位置にいます。死亡原因は、がんを除いて心疾患、脳血管疾患を含めると全体の半分以上という数値になっています。これは、生活習慣病との関連が深い、このような病気です。

むつ市のデータヘルス計画で分析していますけれども、健診を受けている方と、健診を受けていない方の医療費を比較すると、受けていない方の医療費が5倍から6倍と高くなっているというようなことがデータヘルス計画で書かれています。むつ市も来年度に当たって、これまでの課題を分析して、そして重点事項や優先度という視点で取り組む必要があるのではないのでしょうか。

また、このデータヘルス計画の中で個人票の様式を工夫したいというようなことも言っていました。これは、能美市の方向と同じだと思います。むつ市の場合、むつ市の疾病状況等を考えて、第3期計画にはどのようなことを重点事項として取り組むのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） お答えいたします。

その前に、先ほど特定健診受診率、国保のほうの数字ではなくて市の全体の数字のほうを申し上げましたので、国保の数字に入れかえさせていただきたいと思います。

平成25年度は20.6%、平成26年度は25.2%、平成27年度は27.5%、これが国保の特定健診受診率でございます。

それでは、続いてただいまの質問にお答えいたします。工藤議員の質問の中で、特定健診と糖尿病の予防対策、2つがちょっとまざっているように思われましたので、私どものほうからは、まずは特定健診についてお答えをさせていただきます。

す。

先ほど石川県能美市のお話を例にとっておりましたが、この4本の柱と言われる部分につきましては、特定健診については私どもも同じような形で市で実施をしております。また、糖尿病の予防等、国保で申し上げますと、糖尿病の重症化予防につきましては、ただいま当市のほうでは実施をしておりますが、今年度県がこの計画を策定するというにしておりますので、県の計画等策定に従いまして、私どもも今後検討してまいりたいと考えております。

それから、国保のヘルスアップ事業、データヘルス計画のほうでございしますが、こちらのほうにつきましては、同じくデータヘルス計画の中で対応しております。また、第3期については、今後の課題として最も重要と考えているのが市民一人一人の健康意識の啓発であろうと。これまで特定健診の必要性については、国、県、そして市もいろいろな広報を使って周知をしております。さらには、個人個人ご本人様に電話でこの特定健診の重要性と、受診をしていただけるよう勧奨する事業を平成27年度から実施をしております。この結果として、徐々に上向いてきているということから、個人お一人お一人の意識の高揚が必要だと考え、これまでの事業を継続して受診率の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 能美市の場合は、特定健診といっても、特定健診事業の中で受診率を高める、そして重症化を防ぐという、能美市の中で糖尿病が多いということで、そこを入り口にしてデータで管理しているということなのです。そして、そのデータ管理の中で医師との連携をして、そして医師のほうとのデータも行政のほうに返していただいて、そしてともに受診率、保健指導をアップ

させているという、そういうふうなことだそうです。

むつ市の場合も、本当に私は頑張っていると思います。能美市に電話しましたら、特定健診はお金をいただいているのです。むつ市は無料ですよ。むつ市も本当に頑張ってきていると思いますけれども、個人票を使って保健師さんがじかに訪問するというようなことに重点を置いているという、そういうふうなことは私本当に感心して聞いてきましたけれども、対象者が能美市の場合は七千幾ら、むつ市は1万3,000人なのですよね、特定健診の対象が。

こういうことを考えますと、もっともこの特定健診の受診率を高めて、そしてきめ細やかな対応をしていくには、やっぱり保健師さんをふやすということは重要な課題ではないかなというふうなことを私考えまして、いろいろ調べたり、能美市から話を聞いたり、データヘルス計画を見たりしていると感じてきておりますけれども、特にむつ市は医師不足という深刻な状況を抱えているからこそ、生活習慣病の予防とか重症化予防ということが本当に大事になっていると思います。特定健診の対象者の多いこのむつ市で、体制の強化ということで保健師をふやすということ、どうでしょうか。意見を聞きたいと思っております。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

非常に論点がかなり錯綜していて、1つずつ丁寧に答えをさせていただきます。

まず、能美市の4本の柱ということで、今4つ伺いました。保健師の方々の人数、管理栄養士の方々の人数、地区担当をしている、そういうお話。これは、当市も当然同じような形でやらせていただいております。国保ヘルスアップ事業ということで、さまざまな健康づくりの活動をしているというふうな話がありましたが、健康づくりの事業

に関しては、むつ市は県内でも、ほとんど全国でも優良な取り組みをしておりますので、これも詳細をご説明申し上げます。

それから、保健指導、このことに関しても、日々の保健師の活動の中で行っておりますので、これも説明をさせていただきます。

さらに医師との連携というところでも、医師会とは当然連携をしながらこうした事業を進めておりますので、この4本柱については、それぞれ今この後担当から詳細を説明申し上げます。

それから、先ほどご質問の中でありましたけれども、全国で最下位という言い方されていましたが、最下位ではないです。ワースト8位、ワースト16位ということでご説明申し上げますので、一番下ではないと。これは、事実関係を少し訂正させていただきます。

さらに糖尿病ということでいきますと、こういった特定の疾病に関する取り組みというのは、これは特定健診とは若干話が異なるのでありまして、これは青森県内全体がおくれているような状況であります。この糖尿病対策というのは、実は国保の特別調整交付金ですか、この対象になっておりますので、我々としてもしっかり対策を講じたいところであるのですが、県全体の方針がいまだ定まらない中でなかなか動きがとれない状況であります。しかしながら、先ほど部長のほうから答弁ありましたけれども、この後こうした糖尿病の対策についても県が方針を出していくということを県のほうで表明しておりますので、それに合わせて我々のほうでもしっかりとした対応をしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、この4本柱ということで能美市の紹介を受けましたが、我々がどのような事業を行っているかについては、それぞれ担当からご説明をさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 健康づくり推進監。

○保健福祉部健康づくり推進監（徳田暁子） まず、むつ市における事業ですが、健康講座に関してなのですが、能美市と同様に、こちらの保健師も健康に関することで家庭訪問や、または市役所においていただく場合もあるのですが、個別に対応をさせていただいております。もちろん集団での対応も行っております。

いずれにいたしましても、対象者名簿を作成いたしまして、個々の指導状況や健診データをシステムに入力して、個人データ管理を行って、継続的な指導ができるように現在も行っております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 健康推進課長。

○保健福祉部副理事健康推進課長（工藤和彦） むつ市の健康づくり事業についてお答えします。

まず、代表的なものとして、3年前からやっております健康マイレージ事業、こちらのほうで自ら目標を立てて健康づくりをしたり健診を受けるというもの。また、若い方で余りお時間のない方には「むつぼしWalker」、また死亡率が高いと言われる働き盛りの方に向けては職域のほうに注目いたしまして、すこやかサポート事業所の認定ということをやっております。

（「時間がないのでよろしいです」

の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ちゃんと答弁してください。いいですか、答弁。

○保健福祉部副理事健康推進課長（工藤和彦） また、医師会との連携ということでございますが、むつ市のほうでは、地域保健協議会というのを組織しております、そちらのほうでも連携を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 工藤祥子議員に申し上げます。間もなく申し合わせの1時間となりますので、

再質問を要約して。4番。

○4番(工藤祥子) むつ市でもいろいろさまざまなことで努力しているということは私もわかっていますし、今も改めて聞きました。しかし、能美市のほうでは特別な……私たちせつかくお金をかけて能美市に行ってきたものですから、能美市のいいところから学んで、受診率を上げる、また能美市ばかりではなくてほかの地域からさまざまないい点を学びながら、受診率を上げて保健予防に生かしていくということは、本当に基本的な姿勢だと思います。

本当に頑張っているというようなことを聞きましたので、何とか第3次計画の中でもっともっと受診率を上げるということで、ともに頑張りたいと思います。

最後に、前立腺がんについてお聞きしたいと思うのですが、私県庁のほうに電話したら、県庁のほうは、これは任意検診だからということで全然つかんでいなかったのですが、ほかのほうでは補助を出してやっているようです。青森県の前立腺がんは500円、弘前市が250円、八戸市は1,000円、十和田市だけが2,160円ということで、まだやっています。でもやっぱりむつ市でもやりたいという方が結構あるので、そうですね、こういう形で2,160円になったのだよというふうなことをきちんと説明したうえで、それでも高くてもやるという方がいらっしゃるということなので、もう少し助成をしてもいいのではないかなという気がいたしますので、そのことも要望として上げます。

そして、私もう一つ最後に、先ほど中途半端になりましたけれども、きめ細やかな指導をするために保健師さんをふやすということは考えていないのでしょうか。最後の質問です。市長、答弁お願いします。

○議長(浅利竹二郎) 市長、簡潔にお願いします。

○市長(宮下宗一郎) そういう人事にかかわることですので、この場では申し上げられません。

○議長(浅利竹二郎) 4番。

○4番(工藤祥子) 済みません、よく聞こえなかったのですが、市長としての心構えはどうでしょうか。人事のことだと言いながらも、やはり保健指導という観点で考えた場合、どうお考えでしょうか。

○議長(浅利竹二郎) 市長。

○市長(宮下宗一郎) 今、市の保健師は非常に一生懸命仕事をしていただいていると思いますので、引き続き市民の皆様に寄り添って事業を実施していただきたいと考えております。

○議長(浅利竹二郎) 4番。

○4番(工藤祥子) それでは、時間が来ましたので、終わりますけれども、より今も頑張っているということは本当に私も感じますけれども、ともに受診率向上、そして保健指導ということで頑張りたい、私たちも頑張りたいと思います。

これで終わります。

○議長(浅利竹二郎) これで、工藤祥子議員の質問を終わります。

ここで、午後2時15分まで暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長(浅利竹二郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎大瀧次男議員

○議長(浅利竹二郎) 次は、大瀧次男議員の登壇を求めます。15番大瀧次男議員。

(15番 大瀧次男議員登壇)

○15番(大瀧次男) 創世むつ所属の大瀧次男でござ

ざいます。むつ市議会第233回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

ことは、全国的な天候不順が続き、全国各地でゲリラ豪雨による災害がもたらされておりま。幸いなことに当市では、低温に見舞われることがあっても、災害を受けずに何とか出来秋を迎えています。台風シーズンを迎え、まだまだ災害に対する心構えを忘れてはならないと思っております。

全国で自然災害が続く中、明るい話題とすれば、3年後の東京オリンピック・パラリンピックにつながる若い人の柔道、体操、レスリング、卓球、バドミントン、陸上競技などの活躍が目立ち、世界のトップとなる10代のホープが続々と誕生し、3年後への期待が大きく膨らんでおります。活躍している若い人を見れば、持って生まれた才能もありますが、すぐれた指導者に恵まれ、才能と努力が組み合って結果につながっているものと理解しております。

ここむつ下北からも、9月3日開催の県民駅伝で、山本知也監督率いる当むつ市が4年ぶりの総合優勝を達成、広報むつには毎回のよう小・中学生の県大会での優勝報告が掲載されております。持って生まれた才能を伸ばす機会が与えられ、また懸命に指導に当たっている先生や民間の方々には、心から敬意を表するものであります。こうした指導者の方々の労に報いるためにも、専念し、指導できる体制を確立する必要があるのではないかと考えるものであります。

むつ市の人口は、毎月確実に減少し、今や5万8,000人台に減少、高齢化が進んでいますが、厳しさを増す財政事情の中にあっても、何としても若い人に夢と希望を与えられる環境を充実しなければならぬと思うところであります。我々議会議員にも若い人が夢を持てるむつ市をつくる責任の一端があります。こうした考えで行動を起こし、

勇気、決断、実行の信念のもとに質問をいたしますので、ご理解のうえ、前向きかつ具体的なご答弁をお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問をいたします。

初めに、所有者不明の土地についてお伺いをいたします。民間有識者でつくる所有者不明土地問題研究会が6月26日、所有者がわからない土地が面積では九州を上回り、登記された筆数の2割に当たる410万ヘクタールに上ると推計を公表しております。内訳は、宅地の14%、農地の18.5%、山林の25.7%となっております。

所有者が不明のままだと、固定資産税の賦課徴収や公共事業の展開に大きな支障を来すことから、全国的に大きな問題となっております。この現象は、今に始まったことではなく、昔から共有林や共有地の地権者が相続の手続を怠り、死亡後も名義が変わらず、相続人の把握、特定が難しく、現在自治体の所有者特定ができない状況が続いていますが、共有地の場合、代表者が納税者になっている例が多いものと思われ。個人の場合は、そこに住み、生活をしている相続権利者が登記手続をしないまま納税者になっているものと推察をいたしております。

言うまでもなく固定資産税は、市町村の独自の財源であり、所有者不明の土地問題は、今後のまちづくりや税収などあらゆる行政分野に及んでくると指摘されております。今後も人口減少や少子高齢化、特に団塊の世代が亡くなる十数年後には多くの所有者不明の土地が生ずると警鐘をならしております。

また、ここに来て政府は、市町村の所有者がわからない森林の増加や林業の担い手不足が問題になる中、地域の実情に最も詳しい市町村が市有林の伐採を代行する財源を確保するため、全国町村会が長年要望してきた森林環境税の創設を検討しております。当然のことですが、全国町村会では、

自主財源として大いに期待しており、市町村への全額配分を要求、都道府県との調整が必要な状況にあります。

そこで、お伺いをいたします。

1点目として、災害時の速やかな復興事業、固定資産税特定のための国土調査の進捗状況についてお伺いをいたします。

2点目として、本市において土地所有者の特定ができず、固定資産税の賦課徴収が不能になっている土地の面積についてお伺いをいたします。

3点目として、固定資産税の賦課徴収のできない土地の対応を今後どのように考えていくのかをお伺いいたします。

4点目として、森林環境税が創設された場合、多くの荒れるに任せ放置状態にある森林を整備するために全額を市町村に配分すべきと考えるか。これは、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、スポーツ少年団の指導者についてお伺いをいたします。小・中学校における部活動については、学校教育の一環として欠かせない取り組みがあるものと認識しております。部活の中で本人が持っている才能に目覚め、その能力が開花し、人格が構成され、将来の自分の道を開いていく力につながる貴重な教育が部活の中にあると思います。その部活動が指導教職員の不足、教員の過重労働の指摘を受け、小規模校と大規模校の格差が大きくなっているなどの問題が生じています。希望する部活がないことから、スポーツ関係では部活から離れた団体のクラブ活動に参加する児童・生徒の数が多く見られます。スポーツ団体の中では、父兄や民間の体験者が忙しい中、指導者として活躍している例が多くなっていますが、自分の子供が団体をやめたり卒業すると身を引く例が多くあります。

こうした状況から、政府は、中学校の部活に外部指導員を採用する場合、その助成に来年度15億

円の予算計上を計画しております。これは、すぐれた指導者の確保と指導者の育成につながるものとして期待されております。小学校の場合も、部活のすぐれた指導者確保対策が必要と考えますが、部活に限らず、子供たちの天性の才能を伸ばす校外活動のスポーツ少年団の指導者育成確保が必要であるとの認識を持っております。

そこでお伺いをいたします。

1点目として、スポーツ少年団の位置づけをどのように考えているのか。

2点目として、校外活動であるスポーツ少年団の指導者の確保、育成に助成する考えはないか。

3点目として、国が打ち出している中学校の部活指導者を採用することにどのように対処策を考えているのか。

以上、2項目7点について壇上からの質問いたします。市長並びに理事者の皆様におかれましては、前向きかつ明瞭なご答弁をお願い申し上げます。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 大瀧議員のご質問にお答えいたします。

初めに、所有者不明の土地についてであります。ご質問の1点目、国土調査の進捗率については担当部長から、ご質問の2点目、所有者不明のため、固定資産税の賦課徴収が不可能な土地の面積について及び3点目、所有者不明の土地についての対応策については税務調整監からの答弁といたし、私からはご質問の4点目、森林環境税が創設された際の配分についてお答えいたします。

近年森林所有者の相続に伴う不動産登記手続の不備により所有者が不明の森林が増加しており、また林業の担い手不足や高齢化により間伐を初めとする手入れが行き届かず森林の荒廃が深刻となってきております。

こうした中、地球の温暖化がもたらすと考えられている昨今の異常気象を抑制していくため、平成27年に締結されたパリ協定では、参加各国に温室効果ガスの排出量の削減目標が設定されたことなどを踏まえ、国ではこれまで森林吸収源対策に係る財源確保について検討を進めてきました。本年6月2日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2017」、いわゆる骨太の方針では、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用も含め、都市、地方を通じて国民にひとしく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得ることとされており、現在総務省において森林吸収源対策税制に関する検討会を立ち上げ、検討しているところであります。

また、去る6月7日に私が発起人となっております「地域から森里川海のつながりの回復に取り組む首長の会」の設立総会が行われましたが、本会では運動方針の一つに森里川海の「森」を支える財源確保のために森林環境税の早期実現を掲げ、活動をしているところであります。

この森林環境税の創設に向けては、全国町村会も強く要望してきた経緯がある一方で、現在全国で37府県と横浜市が森林や水源環境の保全を目的とした超過課税を行っており、新たに森林環境税が創設された場合が調整が課題となっております。私は、国が世界規模での気候変動に対して森林の果たす役割、機能に着目し、財政的な支援制度を構築しようとしていることは高く評価できるものと考えております。

森林面積が市の面積の85%を占めるむつ市では、森林は木材を供給する資源として産業や生活を支えてきました。さらに、三方を海に囲まれて

いるむつ市では、森林が生み出すミネラルなどの養分が川を通じて海に流れて豊穡の海を育み、私たち市民に水産物として恵みをもたらしていることに思いをいたし、当市が誇る貴重な森林を守り育て、後世に引き継いでいくことは重要な責務であると考えております。

市では、これまで森林の整備については森林整備計画を作成し、市有林や市の分収造林の管理、森林台帳の整備を行ってきたほか、民有林の整備につきましては、森林組合等が小規模で分散している民有林を集約化して効率的な林業生産活動を行うため、所有者や境界、立木の確認や調査などに必要な経費について、森林整備地域活動支援金を交付するなど支援をしてきたところであります。

今後もむつ市総合経営計画の「森林資源の利用促進」に基づき、林業生産額の目標達成に向けて適切な森林整備に努めていく所存ですが、森林環境税が創設され、地方自治体に配分されることにより森林整備が大きく進展し、林業振興にも寄与するのではないかと期待しております。このため、森林環境税の地方自治体への配分につきましては、今後の国における議論の過程を通じて明らかになると思われませんが、私といたしましては、これまで長年市町村が地域に密着して森林整備を行ってきた経緯を踏まえ、またこれからも市町村が森林整備に果たしていく役割に変わりはないものと認識しておりますので、この税につきましては、市町村に配分すべきものであると考えております。

次に、スポーツ少年団などの指導者育成についてのご質問の1点目、スポーツ少年団の位置づけをどのように考えているのかについてお答えいたします。市では、市民の皆様がスポーツに親しみ、生涯にわたって心身ともに健康で豊かな生活を実現し、笑顔が輝き、未来に向かって夢や希望が持

てるまちの実現を目指しており、むつ市総合経営計画にスポーツやレクリエーション活動の推進及びスポーツ指導者の育成を主要計画として掲げて取り組んでいるところであります。

スポーツ少年団の活動は、スポーツによる青少年の健全育成を目的に、子供たちがスポーツを通じて運動することの楽しさ、喜びを覚え、青少年期を通してスポーツ活動に取り組むことで、精神的にも身体的にも成長する機会を地域の子供と指導者、保護者が一体となってつくり上げていく場であり、市民の皆様のスポーツ推進に大きな役割を果たす地域活動として「笑顔かがやく希望のまち むつ」の実現につながる大切な事業であると考えております。

現在むつ市スポーツ少年団の登録団数は21団体で、競技種目は、野球、ミニバスケットボール、剣道、卓球など11種目あり、団員数は657名、指導者160名の登録があります。

次に、ご質問の2点目、校外活動であるスポーツ少年団の指導者確保、育成に助成する考えがないかについてであります。スポーツ少年団においては指導者、保護者の負担が非常に大きく、特に指導者の確保が課題となっていると伺っておりますことから、スポーツ少年団の活動を支援するため、これまでも指導者の登録に必要な認定員資格の受講料等を助成してまいりましたが、さらに今年度からは大会参加に必要なコーチライセンス取得に係る受講料等も助成の対象とし、指導者等の負担の軽減を図っております。

また、教育課題として小学校部活動のスポーツ少年団への移行を検討しているところでもあり、今後におきましては、教育委員会、学校、体育協会や関係団体、スポーツ推進員等と連携しながら、スポーツ少年団活動の拡充及び推進が図られるよう積極的に支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の3点目の国が打ち出している中学校部活指導者の採用にどのように対処するのかにつきましては、教育委員会からの答弁となります。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 大瀧議員のスポーツ少年団などの指導者育成についてのご質問の3点目、国が打ち出している中学校部活指導者の採用にどのように対処するのかについてお答えいたします。

平成29年3月、学校教育法施行規則改正の通知が出され、中学校、高等学校において部活動の指導、大会への引率などを行うことを職務とする部活動指導員制度ができました。この制度ができた背景として、約半数の部活動において、その競技経験がない教員が顧問をしていること、中学校、高等学校教員の長時間勤務の大きな要因として、部活動の指導が上げられていることなどがあります。これまでの外部指導者は、顧問の教員と協力し、コーチ役として技術的な指導や大会引率しておりましたが、部活動指導員は校長の監督を受け、単独で部活動指導や大会引率が可能になりました。そのため、スポーツ庁の通知によると、学校の設置者である教育委員会が部活動指導員の任用、勤務形態、報酬及び費用弁償、災害補償等に関する規則を整備することとなっております。

また、学校と連携して事前及び定期的な研修を行い、部活動が学校教育の一環として行われていること、生徒の人格を傷つける言動や体罰は禁止であることなどについて、十分に理解したうえで指導に当たる必要があると示されております。

教育委員会といたしましては、部活動における専門的な指導の充実や教員の多忙化解消の一つの対策として、この制度について、来年3月にスポーツ庁から出される予定のガイドラインを参考に運用することとしております。

また、この制度につきましては、むつ市教育大

綱で示されているように、学校等と連携し、現在各校で運動部活動の技術指導をしていただいている外部指導者を含め、専門的指導者などを活用する形で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 建設部長。

○建設部長（光野義厚） 所有者不明の土地についてのご質問の1点目、国土調査の進捗率についてお答えいたします。

国土調査は、むつ市総合経営計画の「地籍調査事業の推進」に基づくものであります。当市の国土調査の実施状況についてであります。川内地区、大畑地区及び脇野沢地区におきましては、平成17年の合併以前に国土調査を終えており、現在調査を行っておりますのはむつ地区のみであります。むつ地区につきましては、昭和45年度に調査を開始し、調査が必要な面積157.99平方キロメートルのうち、平成28年度までに128.19平方キロメートルを調査済みで、進捗率は81.1%となっております。調査していない残り18.9%の地区は、柳町、横迎町、新町等の旧田名部市街地と大字田名部地区の山林となっております。

完了予定につきましては、現在第6次国土調査事業十箇年計画に従って事業を進めておりますが、今後二十数年を要する見込みとなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 税務調整監。

○財務部税務調整監（赤坂吉千代） 所有者不明の土地についてのご質問の2点目、所有者不明のため固定資産税の賦課徴収が不可能な土地の面積について及び3点目の所有者不明の土地についての対応策についてお答えいたします。

初めに、所有者不明のため固定資産税の賦課徴収が不可能な土地の面積についてであります。所有者不明の土地の存在は、固定資産税の徴収や公共事業における用地取得を困難にするなど、行

政上さまざまな影響を及ぼしていることから、当市のみならず、全国的にも問題視されているところであります。

今般のご質問に対しましては、固定資産税の賦課徴収事務に支障を来している相続人が不存在的土地、閉鎖法人が所有する土地及び所有者または納税管理人が行方不明の土地を所有者不明の土地としてお答えいたします。

平成29年1月1日時点における所有者不明の土地に係る納税義務者数は83人で、筆数は325筆、地積は142万2,482平方メートルとなり、土地の総筆数13万2,328筆に占める割合は0.25%、また当市の総面積8億6,412万平方メートルに占める割合は0.16%となっており、現状といたしましては、軽微な状況であると認識しております。

次に、所有者不明の土地についての対応策についてお答えいたします。土地が所有者不明となる原因の多くは、土地所有者が死亡した後において速やかに相続登記が行われないことにありますが、これは相続登記に法定相続人全員の承認が必要なことや、多額の費用を要するなど、相続人に多大な負担が生ずるためと考えられ、相続登記が義務化されていない現行制度のもとにおいては、今後もふえ続けていくものと推測されます。

当市におきましても、相続登記がなされないままの土地が相当数あることは認識しておりますが、特に市外に居住する所有者につきましては実態の確認が難しく、その全体数を把握することは困難な状況となっております。

現状の対応策といたしましては、地方税法に基づき土地所有者の死亡が判明した時点で、ただちに戸籍等により法定相続人の調査を行い、相続人の代表者を納税管理人に指定することで所有者不明の未然防止を図り、税負担の公平性確保に努めております。

平成28年度末時点における納税管理人の設定件

数は4,417件で、筆数は1万7,987筆に上り、当市の総筆数の13.6%となっております。また、今年度より納税通知書発送の際に、青森地方法務局むつ支局と連携し、相続登記を促すリーフレットを同封する取り組みも新たに行っております。

今後におきましても、所有者が不明となる土地がこれ以上生じないよう相続人の調査を徹底し、適正な固定資産税の賦課徴収に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 15番。

○15番（大瀧次男） 丁寧な明快な答弁、ありがとうございます。

初めに、国土調査の件についてお伺いをいたします。長くなります。論点が錯綜しないように、ひとつ部長、メモのほうをよろしく願います。

国土調査、81.1%の進捗率ということでございます。昭和45年から始まったと。当初大体10年計画で調査は終わると、このように言われておりました。それが今現在47年たっております。なぜこんなにもおくれるのでしょうか。青森県でまだ完了していないのが旧3市とむつ市だけと聞いております。余りにも時間がかかり過ぎると。

（「あと20年かかる」の声あり）

○15番（大瀧次男） あと20年という、後ろの半田議員のほうから話がありましたけれども、この理由をひとつお聞きしたいと。

もう一つは、所有者不明ということで、境界が確定できない、そういう筆界未定の土地が毎年どのくらいあるのかということでございます。

それから、昭和45年です。最終的にできるのが恐らく20年かかるとすると、かかってから67年。当初からできるまで70年ぐらいかかると。そうすると、60年前にやった基準点と現在やる基準点と、前にやったのと、現在新しくやった国土調査の違いが出てくるのではないかと。測量技術も上がっ

ています。67年前にやった調査と、これから20年かけてやる、67年、70年後にやる調査と、その差が出てこないのかどうか。一回にお聞きしますの

で。
もう一つは、個人的に今現在でも自分の土地は自分で確保すると、境界を確定するというので、実測測量している土地がございます。そういう土地に対しても国土調査が入るのかどうか。国土調査が入って、その土地とずれが生じた場合はどちらのほうを優先するのか。そして、国土調査が入っていない土地は、箇所は、公図として認められるのかどうか。

以上、ちょっとお聞きをいたします。

○議長（浅利竹二郎） 建設部長。

○建設部長（光野義厚） いろいろ質問がありましたけれども、まず国土調査が進まない理由ということでございますけれども、市街地におきましては1筆ごとの面積が小さく、調査すべき土地が多いこと、それから土地に関する権利関係が複雑であること、それからまた山林においては、土地所有者等に高齢者が多く立ち会いが困難であること、相続で土地を取得した所有者の中には現地状況を把握していないことなどにより相当の時間を要していると。さらに、財源として国土調査は国の補助金等により調査をしておりますが、厳しい財政状況などによって、予算要望に対して満額交付されないことも調査が進まない要因となっております。市といたしましては、いろいろな実施体制、あるいは調査業務の委託方法等を検討して、早期の完了を目指してまいりたいと考えております。

それから、2点目ですけれども、所有者不明の土地ということですが、今のところゼロ件というようなことです。

それから、実際の測量技術の違いが出てくるのではないかと、数年たって出てくるのではないかと

ということで……失礼しました。まず、実測した土地が国土調査が優先されるのかどうかということですが、国土調査のほうが優先されるということになります。

それから、測量技術の違いが出てくるということですが、確かにこれは当然今の技術が進歩しておりますので、測量技術の違いが出てくるということになると考えております。

以上でございます。

(「公図として認められないかどうか。国土調査が入っていないところは、公図として認められないかどうか」の声あり)

○建設部長(光野義厚) はい、公図として認められるということになります。

以上です。

○議長(浅利竹二郎) 答弁漏れはないですか。15番。

○15番(大瀧次男) 細かいことを言うようで大変申しわけございませんが、東日本大震災からいろいろな災害が多く起こっております。その復興に際して、やはりしっかりとした図面がなければ復興が難しいというふうに、もう常日ごろ新聞その他で書かれております。やはり図面はしっかりとおかないと、復興、復旧に必要なものですから、できるだけ、あと20年後と言わないで、恐らく個々のあれが、境界立ち会いが云々かんぬんというよりも、全てが予算だと思いますので、できればそういう形の中で、県、国からの予算をもらって早目に測量、国土調査のほうを終わらせていただければと、このように思っております。

あと所有者不明の土地の件でございますけれども、やはり私たち団塊の世代、もう70歳前後の世代、非常に一生懸命働いて資産も多く持っている世代でございます。そういう世代でございますので、その我々団塊の世代が亡くなって、そういう

状況になったときに、この土地、資産を残してということになると、相続人がなかなか出ないとか、そういうことになりかねません。そういうときには、やはり市独自とか、今国のほうではそういう形の中でいろいろ対策を立てております。市でも独自で所有者不明とか、そういう土地に関しては雪捨て場にするとか、市民の広場にするとか、そういう対応策を早目に考えていかないと、ただ荒れるに任せ、草も刈らない、非常に環境も悪いというような状況になります。個人の財産ですから、勝手にやるということになると非常に難しい問題も出てきますけれども、やはり独自でそういう対策を立てていく必要もあると思います。市長は、そういう面、前に国土交通省においてかなり経験してきておりますので、何とかそういう対策をできれば検討していただきたいと。どうでしょう、市長、独自でそういう対応策ができるものかどうか。

○議長(浅利竹二郎) 市長。

○市長(宮下宗一郎) お答えいたします。

まず、団塊の世代だからといって、必ずしも皆さん資産があるわけでは多分ないと思うのですが、いずれにいたしましても空き地、空き家対策ということは、これからむつ市の都市計画あるいはまちづくりの中で非常に重要な論点であると認識しております。

そうした中で今般都市計画、立地適正化計画というものを定めまして、さらにその外側には居住調整区域ということを決める準備をしておりますので、こうしたエリアでは、特に重点的にこの空き地、空き家対策をしっかりしていく必要があると思っております。今後そうした考え方の中で独自策ということが必要であると判断した場合には、ほかの自治体に先んじてそういった対策もしていく必要があろうかと考えております。

○議長(浅利竹二郎) 15番。

○15番（大瀧次男） 非常に難しい問題だと思えますけれども、ひとつよろしく願いをいたしたいと思えます。

次に、スポーツ少年団についてお尋ねをいたします。ことしは、先ほどもお話ししましたがけれども、県民駅伝の総合優勝、そして小・中学生の県大会の優勝が数多くあり、地域に元気と勇気を与えてくれました。田名部中学校の男女陸上競技の総合優勝、そして女子の水泳、野球、そして斉藤孝昭議員がコーチをしているむつ陸上クラブの男女駅伝の優勝、わかたかスポーツ少年団の男子バスケット優勝と、数多くの優勝を飾っております。

中学校の場合は、まだ学校の部活の中で対応しておりますけれども、小学校の場合は現在学校を離れたスポーツ少年団で対応しております。そして、その指導者、コーチの皆さんの大半が民間のボランティアとして活動しておりますが、仕事をもちながら、奉仕の気持ちだけではなかなかスポーツ少年団を継続していくのが、運営していくのが難しいと、このように言われております。先ほど市長のほうからも、いろいろ助成、支援策もお聞きいたしました。それだけではちょっと足りないのかなと。

もしこういう形の中で、コーチが不在で活動ができなくなったということになると、非常に一生懸命頑張っている子供や、そしてやる気と夢を壊さないためにも、指導者の確保育成、これは大変必要だと思えます。行政、そしてまた各団体ともに共通の認識を持って対応することが必要と、このように考えておりますので、再度市長のほうから、その対応策をひとつお聞かせいただければと、このように思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

スポーツ少年団、今小学校の現状がどういうふうな形になっているかということ、なかなか部活動

として学校単位でこれが維持できる状況にはないと。一部は学校単位でスポーツ少年団という形で先生が教えていただいているような、そういう形態の学校もありますけれども、これからこの部活動ということを地域スポーツクラブあるいはスポーツ少年団へ移行をしていかなければ、全体として子供たちがスポーツで汗を流す環境ができなくなってしまうというような危機感を私どもは抱いております。

そして、何といたっても今まさにそういう状況の中では移行期だと思いますので、これは教育委員会、そして我々、そういうような形での、学校でやるから教育委員会、学校以外だから市長部局ということではなくて、しっかりと形で連携をしながら、そして関係競技団体とも意思疎通を図りながら、子供たちのスポーツ環境を整えるために何をすべきかということをしっかり議論していく、検討していく段階にあるというふうに思っています。

その中で一番中心になってくるのが、やはり指導者の確保の問題だと思いますので、これは学校だけではなく、あるいは我々が指導者バンクという形でも打ち出していますけれども、そういうことだけでもなく、競技団体とも協力をしながら、この確保、そして育成に努めていきたいと考えておりますし、その必要な支援については、今後そうした議論の中でしっかりと形が出てくるものと認識しております。

○議長（浅利竹二郎） 15番。

○15番（大瀧次男） このスポーツに関しては、全ての皆さんが共通の認識のもとに対応を考えていかなければならないと、このように思っております。

あとは、私の提案でございますが、現在陸上競技場、野球場、スキー場は体育協会で指定管理を行っております。恐らく総合体育館が完成すると、

こちらのほうもやはり指定管理ということになるのではないかなと、このように思います。

そうした中で、指定管理をする管理者がやはり一番身近でそういう体験をしているわけですので、ただ施設を管理するだけではなく、各種スポーツを指導できる人を雇用してもらって、そういう方々をスポーツ少年団の指導者、コーチに派遣できないかと。管理だけでなく、運営の中でスポーツ少年団とかそういうのを指導できる人を雇用しながら、しっかりとした体制をつくれなものかどうか。これは、難しい問題だと思いますけれども、検討していただければと、このように思います。

時間ですので、私も……

(「まだいいですよ」の声あり)

○15番(大瀧次男) いやいや、ご期待に応えて、これで。

特にこのむつ下北からオリンピック選手、夢と希望を与えるのがスポーツでございますので、3年後の東京オリンピックには、むつ市からぜひ選手が出ることを期待して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(浅利竹二郎) これで、大瀧次男議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長(浅利竹二郎) 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明9月7日は鎌田ちよ子議員、斉藤孝昭議員、東健而議員、村中徹也議員、横垣成年議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時02分 散会